

第1節 航空機事故対策

本市には、厚木基地が所在し、頻繁に航空機の離着陸が行われている。また、本市上空周辺には Y-588 と Y-60 と呼ばれる航空路がある。そのため、市は万一の事故に備えて、万全の対策が講じられるよう努めるものとする。

第1 災害予防計画

1 大和市周辺の飛行ルート

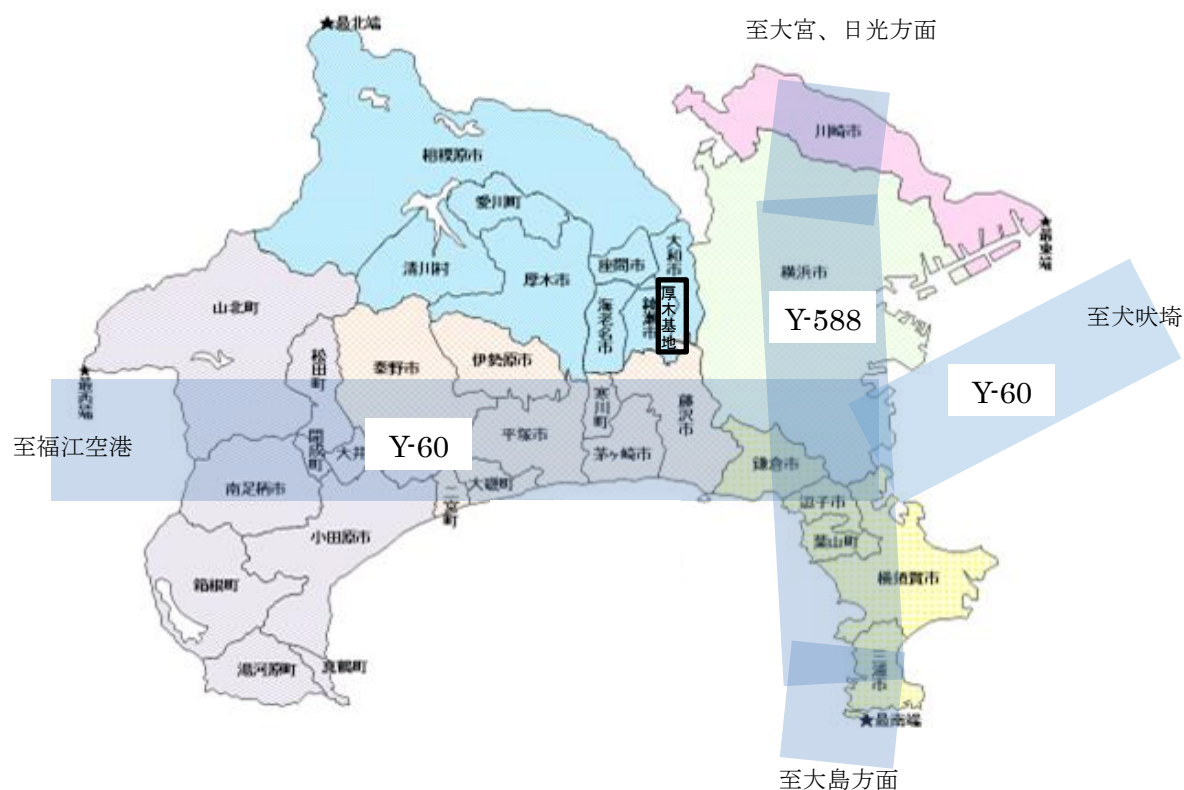
(1) 航空路

本市上空周辺の航空路は、

ア Y-588 大島 — 横須賀 — 大宮 — 日光

イ Y-60 犬吠埼 — 茅ヶ崎市上空 — 東海市上空 — 関西国際空港 — 福江空港
の2種類がある。

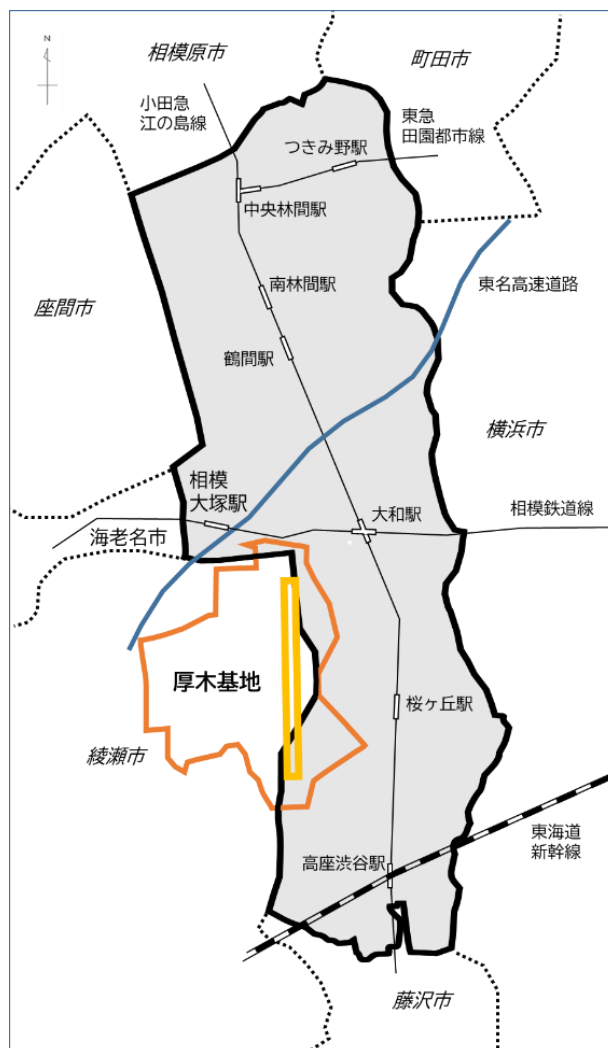
【参考：大和市上空周辺の航空路】



(2) 飛行コース

厚木基地の滑走路は本市側に位置しており、その延長線上に広がる本市の市街地の上空を離着陸に伴い航空機が飛行する。

【大和市と厚木基地の位置関係】



(3) 航空機事事故事例

昭和 39 年に厚木基地を離陸した直後の米軍ジェット機が市内に墜落し、5 名が死亡、3 名が負傷という痛ましい事故が発生している。また、昭和 52 年には厚木基地を離陸した米軍ジェット機が横浜市緑区に墜落。2 名が死亡、7 名が負傷している。

その後、市内・県内において墜落事故は発生していないが、平成 30 年度以降において、航空機からの部品の落下や不時着等が 1 件発生している。

2 航空機事故災害の特性等

災害時に被害を少しでも軽減し、二次災害を防止するために、消防機関を始めとする災害救助活動に従事する者は航空機事故災害の特性を知ることが重要である。

(1) 一般的な特性

ア 航空機には、通常多量の燃料が積載されているため、出火と同時にこれらの燃料が燃焼して、航空機全体が火炎につつまれる場合が多く、高熱のため消防隊等の接近が著しく困難になる。

イ 火災発生後短時間にして、マグネシウム合金等が燃焼し、外板等の金属部分が容易に溶解する。

ウ 機内には、多くの乗客、乗員が収容されている場合が多い。

(2) 事故状態による特性

ア 垂直に近い状態で激突した場合

瞬間的に爆発又は急激に延焼拡大し、主要構造物が破壊されて、その破片が広範囲に飛散する。

イ 緩い角度で墜落した場合

航空機の進行方向に破片が飛散し、2~3箇所大きく分散して燃焼するほか、消火面が数ヶ所以上に及ぶ場合が多い。

3 通信手段の確保

市は、県と連携し、航空災害時の情報通信手段について、平常時よりその確保に努め、無線設備の総点検を定期的実施するとともに、非常通信の取扱い、機器の操作の習熟等に向け、他の防災関係機関等との連携による通信訓練に積極的に参加する。

4 医療救護活動体制の整備

市は、県と連携し、関係機関と調整のうえ、神奈川県医療救護計画に基づき医療救護活動体制の確立に努めるとともに、救護活動に必要な医薬品等の備蓄に努める。

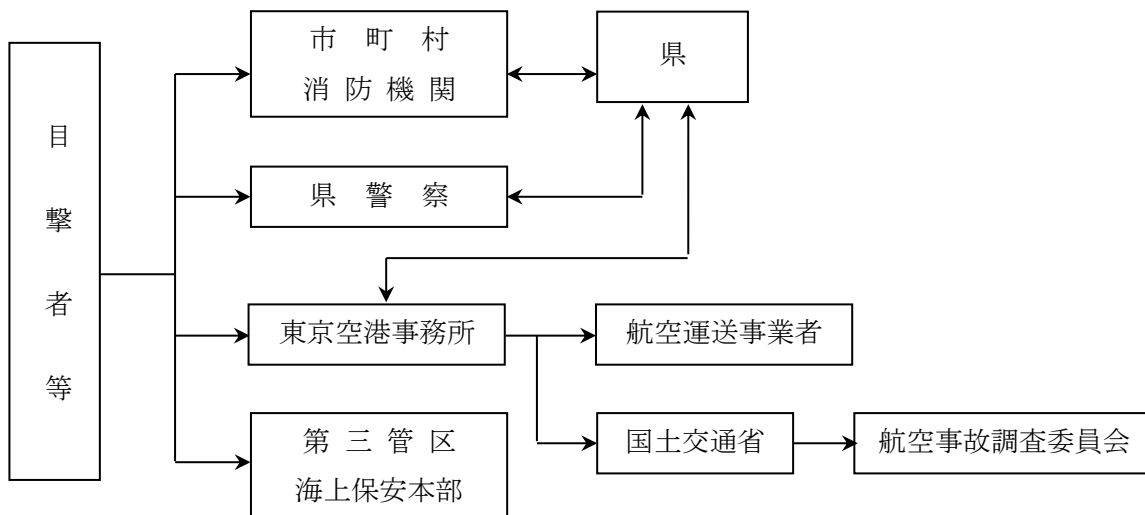
第2 災害応急対策

1 災害時の情報連絡体制

航空機事故が発生した場合の連絡体制は、民間機か自衛隊、米軍機かによりその情報連絡体制が異なる。

(1) 民間航空機事故発生時の連絡

ア 連絡系統



イ 連絡事項

事故発生時の連絡事項は次のとおりである。ただし、第一報においては、(オ)以降で不明の事項は「不明」と報告し、判明次第連絡する。

- (ア) 航空機事故、墜落（又は不時着）が発生したこと
- (イ) 時刻
- (ウ) 場所
- (エ) 事故の態様、被害の概要
- (オ) 事故機の国籍
- (カ) 事故機の形式
- (キ) 乗員数
- (ク) 積載燃料（種別、量）
- (ケ) その他必要な事項

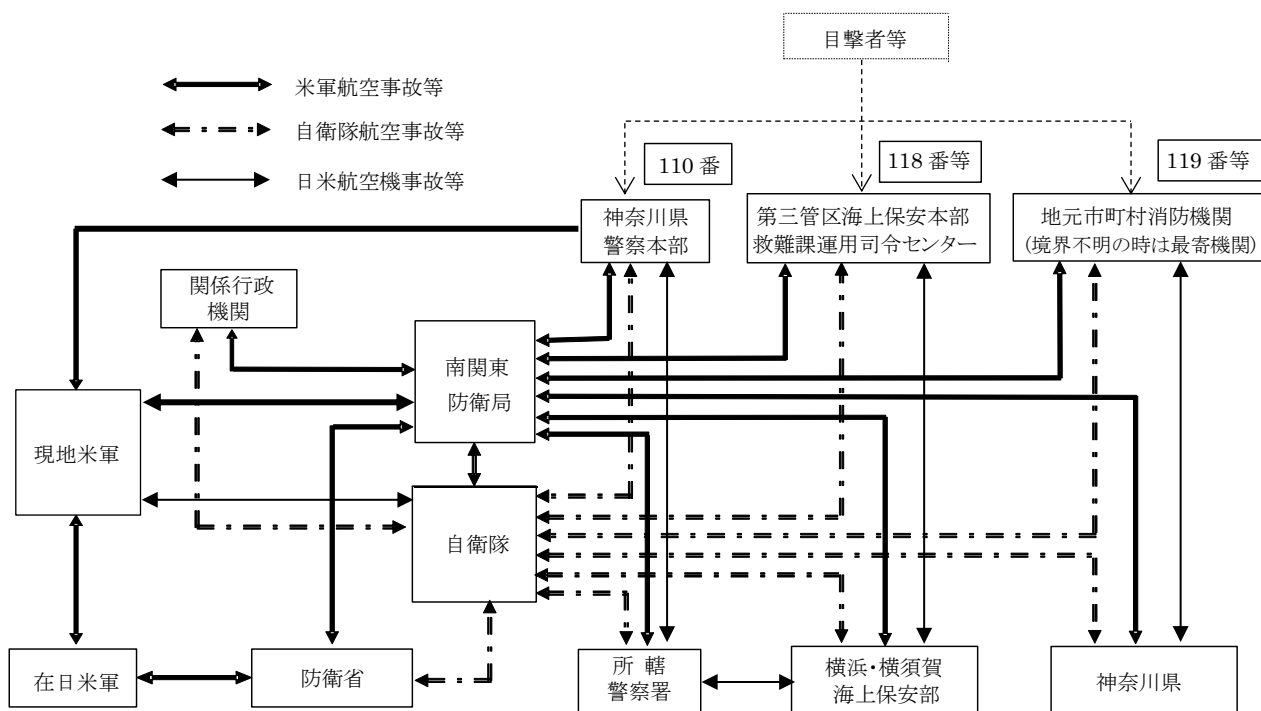
(2) 自衛隊又は米軍機事故発生時の連絡

ア 連絡系統

昭和 52 年の米軍機墜落事故を契機として、県内の関係機関及び横浜防衛施設局（現、南関東防衛局）、海上自衛隊との間で「暫定申し合せ」が決定された。

その後、「航空事故等連絡協議会」が発足し、昭和 63 年 1 月に決定した「航空事故等に係る緊急措置要綱」に基づき次により連絡体制の運用を図ることとなった。

【航空事故等緊急連絡経路図】



イ 連絡事項

事故発生時の連絡事項は、(1)の民間航空機事故の際とほぼ同様であるが、弾薬積載の有無についての状況がわかればそれについても連絡する。

(3) 連絡先一覧

【航空事故等緊急連絡先一覧表】

機 関 名	勤務時間 中	電 話 番 号	連絡先 (正)	連絡先 (副)
	勤務時間 外	電 話 番 号	連絡先 (正)	連絡先 (副)
茅ヶ崎市 市民安全部	勤務時間 中	0467(82)1111(代)	危機管理担当課長 (内 1468)	0467-82-1540(直)
消防本部	勤務時間 中	0467(85)9945	警防救命課長	
	勤務時間 外	0467(85)4591(代)	指令情報課	
相模原市 市長公室	勤務時間 中	042(769)8207	基地対策課長	
危機管理局 緊急対策課	勤 務 時 間 中 外 とも	042(707)7044	緊急対策課	
消防局	勤務時間 中	042(751)9140	警防課	
	勤務時間 外	042(751)9111(代)	指令課	
厚木市 市長室	勤務時間 中	046(225)2196	危機管理課長	
消防本部	勤務時間 中	046(221)2331(代)	警防課長	046-223-9368(直)
	勤務時間 外	046(221)2331(代)	指令係長	
大和市 市長室	勤務時間 中	046(260)5312	基地対策課長	
消防本部	勤務時間 中	046(260)5776	警防課長	
	勤務時間 外	046(261)1119(代)	指令課	
海老名市 財務部	勤務時間 中	046(235)4634	企画政策課長	
消防本部	勤務時間 中	046(231)0355(代)	消防署長	
	勤務時間 外	046(231)0355(代)	警備隊長	
座間市 秘書室	勤務時間 中	046(252)8307	渉外課長	
消防本部	勤務時間 中	046(256)2211(代)	消防課長	

	勤務時間 外	046(256)2211(代)	警備課長	
綾瀬市 市長室	勤務時間 中	0467(70)5604	基地対策課	
消防本部	勤務時間 中	0467(76)0119	管理担当	
	勤務時間 外	0467(76)0119	管理担当	
寒川町 町民部	勤務時間 中	0467(74)1111(代)	町民安全課長（内 280）	
消防本部	勤務時間 中	0467(75)8000(代)	予防担当	
	勤務時間 外	0467(75)8000(代)	警備担当	

機 関 名	勤務時間 中	電 話 番 号	連絡先（正）	連絡先（副）
	勤務時間 外	電 話 番 号	連絡先（正）	連絡先（副）
第三管区 海上保安本部	勤務時間 中 外とも	045(663)4999	救難課運用司令セ ンター当直班長 (内3270)	
横浜海上 保安部	勤務時間 中	045(201)1673	警備救難課	
	勤務時間 外	045(201)1673 045(641)4999	警備救難当直（一 般連絡） 警備救難当直（緊 急連絡）	
横須賀海上 保安部	勤務時間 中	046(862)0118	警備救難課	
	勤務時間 外	046(862)0118 (861)4999	警備救難当直（一 般連絡） 警備救難当直（緊 急連絡）	
神奈川県 政策局	勤務時間 中	045(210)3375	基地対策課 グループリーダ ー	
	勤務時間 外	※総務危機管理室から担当者に伝達		

くらし安全 防災局	勤務時間 中	045(210)3465	総務危機管理室 グループリーダー	
	勤務時間 外	045(210)3456	当直員	
神奈川県 警察本部	勤務時間 中 外とも	045(211)1212(代)	刑事部国際捜査課 課長補佐（内 4775）	刑事部国際捜査課 国際共助係長（内 4776）
			警備部危機管理 対策課 課長補佐（内 5775）	対策第四係（内 5776）
横浜市 政策局	勤務時間 中	045(671)2060	基地対策課長	
	勤務時間 外	※緊急対策課から担当者に伝達		
総務局	勤務時間 中	045(671)2064	緊急対策課	
	勤務時間 外	045(671)2064	緊急対策課	
消防局	勤務時間 中	045(334)6751	警防課担当係長	
	勤務時間 外	045(334)6777	司令課司令係長	
横須賀市 市長室	勤務時間 中	046(822)8139	基地対策課長	
消防局	勤務時間 中	046(821)6491	警防課	046(821)6475(直)
	勤務時間 外	046(821)6500	指令課	
藤沢市 防災安全部	勤務時間 中	0466(50)8381	危機管理課	
消防局	勤務時間 中	0466(50)3577	警防課	
	勤務時間 外	0466(22)8182	警防課通信指令 担当	

2 消防、救助活動計画

航空機災害は予測することができないうえ、ひとたび事故が発生すると人的な被害をもたらし、特に発生場所が市街地の場合は大惨事に発展する可能性がある。

このため、人命救助、爆発延焼の防止には、全力をあげて取り組まなければならない。

(1) 事故別の救援活動分担

ア 民間機事故

(注 ◎印は主務機関、○印は協力機関とする。)

区 分	活 動 内 容	県	警察	市町村	消防	自衛隊
負傷者救援	救助・救急活動	○	○	○	◎	○
	医療機関への搬送				◎	○
	その他(入院後の対応)	○	○	◎		
現場対策	消火活動				◎	
	交通整理・立入制限		◎		○	
	現場保存	○	◎	○	○	
	連絡所設置	○	○	○	○	
	通信・輸送		○			
財産被災者 救 援	財産保護・警備		◎	○		
	仮住居のあっ旋・提供等	○		○		
	生活必需品の支給	○		○		
	残置財産警備		○	○		

イ 自衛隊機事故

(注 ◎印は主務機関、○印は協力機関とする。)

区 分	活 動 内 容	自衛隊	警察	消防	海保	県	市町村
負傷者救援	救助・救急活動	○	○	◎	◎	○	○
	医療機関への搬送	○		◎			
	その他(入院後の対応)	◎				○	○
現場対策	消火活動			◎	◎		
	交通整理・立入制限		◎	○	◎		
	現場保存	○	◎	○	◎		
	連絡所設置	◎	○	○	○	○	○
	通信・輸送	◎					
財産被災者 救 援	財産保護・警備	○	◎		◎		
	仮住居のあっ旋・提供等	◎				○	○
	生活必需品の支給	◎				○	○
	残置財産警備	◎					

ウ 米軍機事故

(注 ◎印は主務機関、○印は協力機関とする。)

区 分	活 動 内 容	防衛局	警察	消防	海保	自衛隊	県	市町村
負傷者救援	救助・救急活動	○	○	◎	◎	○	○	○
	医療機関への搬送	○		◎		○		
	その他(入院後の対応)	◎				○	○	○
現場対策	消火活動			◎	◎	○		
	交通整理・立入制限		◎	○	◎	○		
	現場保存	○	◎	○	◎	○		
	連絡所設置	◎	○	○	○	○	○	○
	通信・輸送	◎				○		
財産被災者 救 援	財産保護・警備	○	◎		◎	○		
	仮住居のあっ旋・提供等	◎					○	○
	生活必需品の支給	◎					○	○
	残置財産警備	◎						

※ 海保の欄は、海上において航空事故が発生した場合を示す。

- ※ 航空事故等発生の場合の米軍の対応については、「米軍航空機事故に係る連絡調整体制及び緊急救助体制に関する在日米軍司令部と防衛施設庁との間の合意事項」に基づいて行われるものとする。

(2) 応急対策の実施

ア 現場指揮本部及び被災者救援対策本部の設置

現場における各機関は、事態の緊急性から判断し現場指揮本部を設置し、応急対策の総合的判断と関係機関の連絡調整にあたる。

必要に応じ災害対策本部を設置するが、災害対策本部の業務は、現場指揮本部限りでは解決できない事項の調整と、県等他機関との連絡調整業務を担当する。

また、市長（本部長）は、被害の規模から判断して、災害対策本部の設置にいたらないが、被災者に対する応急対策が必要と認めるときは、大和市航空機事故被災者救援対策本部を設置して、災害応急対策を迅速かつ的確に実施する。

イ 人命救助、火災防御要領

消防本部は、消防計画の中に航空機事故に関しての火災防御、人命救助についての計画を定める。

計画には、次の事項を必ず記載しなければならない。

- (ア) 航空機事故対策用資機材の整備
- (イ) 人命救助、火災防御の状況別優先順位
- (ウ) 人命救助の具体的方法
- (エ) 乗員乗客の避難誘導
- (オ) 燃料漏えい時の対応
- (カ) 消火活動の具体的方法

ウ 地域住民の避難指示

航空機燃料による爆発の危険性、火災の延焼拡大、その他乗客乗員以外の周辺住民に対して危険が迫っているときは、現場指揮本部は避難指示を行う。現場指揮本部が設置されるまでの間は、状況に応じ市、消防本部職員、警察官等が緊急に避難指示を行う。

避難指示に際しては、地震や他の大規模災害時と異なり、航空機事故という特殊性からその危険区域が限られているので、危険区域からの早期避難（脱出）に重点を置く。

避難が完了した地域は、ロープ等で表示をし、立ち入りを禁止する。

また、消防機関から安全性の確認がなされるまでは解除してはならない。

(3) 大和市航空機事故対応マニュアル

大和市航空機事故対応マニュアルは、本編第1節「航空機事故対策」を補足するものとして、航空機の墜落事故が発生した場合を想定して策定したものである。又同マニュアルは、米軍機又は自衛隊の航空機事故を対象とし、行動の指標となるものである。

従って、米軍機又は自衛隊の航空機事故については同マニュアルに基づき、行動することとなる。

(4) 捜索、救助・救急、消火及び医療救護活動

ア 捜索、救助・救急活動

市及び県警察は、救出救助活動を行うほか、被災者の早急な把握に努める。

イ 消火活動

(ア) 市は、速やかに火災の発生状況を把握するとともに、迅速に消火活動を行う。

(イ) 市は、必要に応じて消防相互応援協定に基づき、他の市町村に消火活動の応援要請を行う。

ウ 医療救護活動

市は、必要に応じて、県、医師会及び歯科医師会に対し、救護班等の現地への派遣を要請し、負傷者の応急措置にあたらせる。

3 活動体制の確立

(1) 職員の事前配備体制

市は、災害の状況に応じて速やかに事前配備体制に入り、被害状況等の収集活動を行い、その情報により災害応急活動を検討し、必要な措置を講ずる。

(2) 事故対策本部の設置

市は、被害の規模から判断して、災害対策本部の設置にいたらないが、応急対策が必要と認めるときは、事故対策本部を設置して、災害応急対策を円滑に行う体制をとる。

(3) 市災害対策本部の設置

ア 市長は、大規模な災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、災害応急対策を実施するため必要と認めたときは、災害対策基本法第 23 条の規定に基づき、市災害対策本部を設置する。

なお、市長は、災害の危険がなくなったとき、若しくは災害発生後における措置がおおむね完了したときは災害対策本部を廃止する。

(4) 災害対策本部の設置を決定した場合の参集・配備

災害対策本部の設置を決定した場合には、災害対策本部長は、直ちに各部長に通知し、各部長等は、災害応急対策計画に基づき、職員を配備する。勤務時間外、休日等に災害対策本部の設置を決定した場合には、各部長等は、あらかじめ定めてある連絡体制により職員を参集・配備させる。

(5) 広域的な応援体制

市長は、特に必要があると認めるときは、知事に対し自衛隊の派遣を要請する。

(6) 自衛隊の災害派遣

市長は、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、知事に対し自衛隊の派遣を要請する。

4 緊急輸送のための交通の確保、緊急輸送活動

市は、危険防止及び応急対策のために県警察が実施する交通規制に協力する。また、車両その他物件により、交通に支障が発生した場合において、必要に応じて神奈川県に道路啓開を要請する。市道において、道路啓開の指示が国土交通大臣又は神奈川県知事からなされたときには速やかに対応する。

5 災害広報の実施

市は、県、防災関係機関及び関係事業者と連携して、適切かつ迅速な広報活動を実施する。

第2節 鉄道災害対策

鉄道（軌道を含む。以下同じ。）における列車の衝突等による多数の死傷者等の発生といった鉄道災害に対する対策について、必要な事項を定める。

第1 災害予防対策

1 通信手段の確保

市及び県は、鉄道災害時の情報通信手段について、平常時よりその確保に努め、無線設備の総点検を定期的実施するとともに、非常通信の取扱い、機器の操作の習熟等に向け、他の防災関係機関等との連携による通信訓練に積極的に参加する。

2 救助・救急、消火及び医療救護活動体制の整備

(1) 救助・救急活動

市は、鉄道事故災害発生直後における旅客の避難等の体制整備のため、鉄道事業者との連携の強化に努める。

(2) 消火活動

市は、火災による被害の拡大を最小限にとどめるため、初期消火体制の整備に向け、鉄道事業者との連携の強化に努める。

(3) 医療救護活動

市及び県は、関係機関と調整のうえ、神奈川県医療救護計画に基づき医療救護活動体制の確立に努めるとともに、救護活動に必要な医薬品等の備蓄に努める。

3 鉄道機関の災害予防対策

(1) 保安対策

鉄道機関においては、構造物の点検を行い、自動列車停止装置や列車無線装置等の保安装置の装備を図ることによって事故の未然防止に努める。

(2) 訓練の実施

年1回以上、事故想定訓練を実施するほか、防災対策に必要な訓練を随時実施する。

(3) 防災広報の充実

災害発生時の混乱を防止し輸送力を確保するため、日ごろから広報に努める。

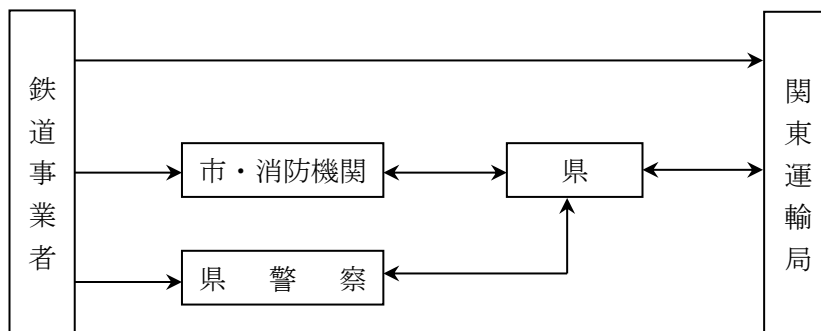
(4) 活動体制計画の策定

鉄道機関は事故発生時の活動体制及び情報連絡体制を整備するよう計画を策定する。

第2 災害応急対策

1 災害時の連絡体制

災害発生時の連絡系統図は、おおむね次のとおりとする。



2 災害情報の収集・連絡

(1) 鉄道事故発生による被害情報の収集・連絡

ア 鉄道機関は、被災状況を関東運輸局、県警察及び市へ連絡する。

イ 市は、人的被害の状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに県へ報告する。

ウ 県警察は、鉄道災害が発生した場合、直ちに警察官を現場に急行させ、被害状況や被害拡大性の有無について確認を行う。

(2) 応急対策活動情報の連絡

市は、有線通信（加入電話）、防災行政無線、災害情報管理システム等を利用して速やかに県に応急対策等の活動状況を報告し、応援の必要性等を連絡する。

3 市及び警察の措置

市及び県警察は、鉄道事故による災害が発生したとき、又は災害が発生するおそれがあるときには、鉄道機関と密接な連絡をとりながら、関係機関と連携して次の応急対策を行う。

ア 市の措置

- (ア) 人命の救助、救出
- (イ) 消火・急活動の実施
- (ウ) 警戒区域の設定
- (エ) 周辺住民に対する災害広報の実施
- (オ) 周辺住民に対する避難の指示
- (カ) その他必要な措置

イ 警察の措置

- (ア) 負傷者の救出・救助
- (イ) 警戒区域の設定
- (ウ) 周辺道路の交通規制
- (エ) 遺体の検視・調査等
- (オ) その他必要な措置

ウ 鉄道機関の措置

事故が発生した場合は、負傷者の救護を最優先とし、併発事故の防止に万全の措置を講じるとともに、その応急措置及び復旧については、最も安全と認められる方法により、迅速、かつ的確にこれを行う。また、状況に応じて事故対策本部を置き、非常措置又は応急復旧措置を講じ被害を最小限に防止する。

鉄道機関は事故発生時の活動体制及び情報連絡体制を整備するよう計画を策定する。

エ 県への応援要請

市長は、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、知事に対し応援要請を行う。

オ 自衛隊の派遣要請

市長は、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、知事に対し自衛隊の派遣要請をするよう求める。

4 救助・救急、消火及び医療救護活動

(1) 救助・救急活動

ア 市は、鉄道機関からの出動、救援要請に応じ、救助・救急活動に協力する。

イ 市及び県警察は、救出救助活動を行うほか、被災者の早急な把握に努める。

ウ 県警察は、鉄道災害が発生し、被害が拡大するおそれがある場合には、立入禁止区域を設定するとともに、地域住民等に対する避難誘導を迅速に実施する。

(2) 消火活動

ア 市は、速やかに火災の発生状況を把握するとともに、迅速に消火活動を行う。

イ 市は、必要に応じて消防相互応援協定に基づき、他の市町村に消火活動の応援要請を行う。

(3) 医療救護活動

市は、必要に応じて県、大和市医師会及び大和歯科医師会に対し、救護班等の現地への派遣を要請し、負傷者の応急措置にあたらせる。

5 緊急輸送のための交通の確保、緊急輸送活動

(1) 鉄道機関は、事故災害が発生した場合には、他の路線への振替輸送、バス代行輸送等代替交通手段の確保に努めるものとし、被災していない関係鉄道事業者においては、可能な限り、代替輸送について協力するよう努める。

(2) 市は、危険防止及び応急対策のため、県警察が実施する交通規制に協力する。

また、車両その他物件により、交通に支障が発生した場合において、必要に応じて神奈川県に道路啓開を要請する。市道において、道路啓開の指示が国土交通大臣又は神奈川県知事からなされたときには速やかに対応する。

6 災害広報の実施

(1) 鉄道機関は、利用客に対し、駅及び車内放送設備並びに掲示器類により事故の状況、列車の運行状況を知らせるとともに誘導案内の徹底を図り、秩序の維持に努める。

また、社会的影響を及ぼすおそれのある事故のときは、報道機関等へ通報する。

(2) 市は、県、防災関係機関及び関係事業者と連携し、適切かつ迅速な広報活動を実施する。

第3節 道路災害対策

道路構造物の被災等による多数の死傷者等の発生といった道路災害に対する対策について、必要な事項を定める。

第1 災害予防対策

1 道路の安全確保

(1) 情報の充実

ア 市は、管理する道路施設等の異常を迅速に発見し、速やかな応急対策を図るために、情報の収集、連絡体制の整備を図る。また、異常が発見され、災害が発生するおそれがある場合に、道路管理者にその情報を迅速に提供するための体制の整備を図る。

イ 県警察は、道路交通の安全のための情報の収集、連絡体制の整備を図る。また、異常が発見され、災害が発生するおそれがある場合に、道路利用者に交通情報を迅速に提供するための体制の整備を図る。

(2) 道路施設等の整備

市は、道路施設等の点検を通じ、道路施設等の現況の把握に努め、災害を予防するため、必要な施設・体制の整備を図る。

2 情報の収集・連絡

(1) 災害情報の収集・伝達体制の拡充

市は、県と連携し、国土交通省や道路管理者との情報収集・連絡体制の整備を図る。

(2) 通信手段の確保

市は、県と連携し、道路災害時の情報通信手段について、平常時よりその確保に努め、無線設備の総点検を定期的を実施するとともに、非常通信の取扱い、機器の操作の習熟等に向け、他の防災関係機関等との連携による通信訓練に積極的に参加する。

3 救助・救急、医療救護活動体制の整備

(1) 救助・救急活動

市は、救急車等の車両及び応急措置の実施に必要な救急救助用資機材の整備に努める。

(2) 医療救護活動

市は、県と連携し、関係機関と調整のうえ、神奈川県医療救護計画に基づき医療救護活動体制の確立に努めるとともに、救護活動に必要な医薬品等の備蓄に努める。

第2 災害応急対策

1 災害情報の収集・連絡

(1) 事故情報等の連絡

道路管理者は、道路構造物の被災等により大規模な事故が発生した場合、速やかに国土交通省に連絡する。

(2) 道路災害発生による被害情報の収集・連絡

- ア 道路管理者は、被災状況を国土交通省に連絡する。
- イ 市は、人的被害の状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに県へ報告する。
- ウ 県警察は、道路災害が発生した場合、直ちに警察官を現場に急行させ、被害状況や被害拡大性の有無について確認を行う。

(3) 応急対策活動情報の連絡

- ア 道路管理者は、国土交通省に応急対策の活動状況、対策本部設置状況等を連絡する。
- イ 市は、有線通信（加入電話）、防災行政無線、災害情報管理システム等を利用して速やかに県に応急対策等の活動状況を報告し、応援の必要性等を連絡する。

2 活動体制の確立

- (1) 市は、災害の状況に応じて速やかに事前配備体制に入り、被害情報等の収集活動を行いその情報により災害応急対策を検討し、必要な措置を講じる。
- (2) 市長は、大規模な道路災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、災害応急対策を実施するため必要と認めるときは、災害対策基本法第23条に基づき、市災害対策本部を設置する。
- (3) 市は、県に災害対策本部設置状況等を報告する。
- (4) 応援要請
市長は、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、知事に対し応援要請を行う。
- (5) 自衛隊の災害派遣
市長は、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、知事に対し自衛隊の派遣要請をするよう求める。

3 救助・救急、消火及び医療救護活動

- (1) 救助・救急活動
 - ア 市は、道路管理者及び県警察と連携し、迅速・的確な救助・救急活動の初期活動を行う。
 - イ 市は、県警察と連携し、救出救助活動を行うほか、被災者の早急な把握に努める。
 - ウ 県警察は、道路災害が通行量の多い道路において発生した場合、その他被害が拡大するおそれのある場合においては、立入禁止区域を設定するとともに、通行者、通行車両等に対する交通規制及び避難誘導を迅速に実施する。
- (2) 消火活動
 - ア 市は、道路管理者及び県警察と連携し、迅速・的確な初期消火活動を行う。
 - イ 市は、必要に応じて消防相互応援協定に基づき、他の市町村に消火活動の応援要請を行う。
- (3) 医療救護活動
市は、必要に応じて県、大和市医師会及び大和歯科医師会に対し、救護班等の現地への派遣を要請し、負傷者の応急措置にあたらせる。

4 緊急輸送のための交通の確保、緊急輸送活動

- (1) 県警察は、危険防止及び応急対策のため、必要に応じて交通規制を実施し、市はこれに協力する。
また、車両その他物件により、交通に支障が発生した場合において、必要に応じて神奈川県に道路啓開を要請する。市道において、道路啓開の指示が国土交通大臣又は神奈川県知事からなされたときには速やかに対応する。
- (2) 道路管理者は、道路の通行が危険であると認められる場合における道路通行規制に関する基準等を定め、通行規制、県警察・交通機関への連絡その他必要な措置を講ずる。

5 危険物等の流出に対する応急対策

- (1) 道路管理者は危険物の流出が認められたときには関係機関と協力し、避難誘導活動を行う。また、流出した危険物の特定後は直ちに防除活動を行い、危険物による二次災害の防止に努める。
- (2) 市は、危険物の流出が認められた場合、直ちに防除活動を行うとともに、避難誘導活動を行う。
- (3) 県警察は、危険物の流出が認められた場合、直ちに、警戒線を設定し、避難誘導活動を行う。

6 道路施設・交通安全施設の応急復旧活動

- (1) 道路管理者は、迅速・的確な障害物の除去、車両その他物件の移動、仮設等の応急復旧を行い、早期の道路交通の確保に努める。
- (2) 道路管理者は、道路施設の応急復旧活動を行うとともに、類似の災害の再発防止のために、被災箇所以外の道路施設について緊急点検を行う。
- (3) 県警察は、災害により破損した交通安全施設の早期復旧を図るため、必要な措置を講じる。
- (4) 県警察は、災害発生後直ちに被災現場及び周辺地域並びにその他の地域において、交通安全施設の緊急点検を実施するなど必要な措置を講じる。

7 災害広報の実施

市は、県、防災関係機関及び関係事業者と連携し、適切かつ迅速な広報活動を実施する。

第4節 放射性物質災害対策

原子力の利用、開発及び研究における指導及び監督は、防災対策を含めて文部科学省等の国の所管になっており、原子力基本法をはじめとする原子力関係法令により、国、関係事業者等において対策が講じられているが、核原料物質・核燃料物質・放射性同位元素等（以下「放射性物質」という。）による災害の特殊性を考慮し、不測の事態に備えて、円滑な対策活動の実施が図られるよう災害予防対策上及び災害応急対策上必要な事項を定める。

なお、この計画の専門的・技術的事項については、原子力規制委員会が定める「原子力施設等の防災対策について」を十分に尊重するものとする。

第1 災害予防対策

1 安全確保

- (1) 取扱事業所等の把握

市及び県は、放射性同位元素使用事業及び核燃料（原料）物質使用事業所等の把握に努める。

(2) 取扱事業所等に対する指導

ア 市の指導

市は、放射性物質に係る安全管理の確保を図るため、放射性物質取扱事業所・加工事業者・運搬事業者（以下「放射性物質取扱事業所等」という。）に対し、次の事項について指導する。

(ア) 消防用設備の設置、施設・機械類の自主点検整備等自主保安体制の整備

(イ) 従業員に対する防災教育及び操作員の教育訓練の実施

(ウ) 自衛防災組織の強化

(エ) 消防計画の整備及び事故発生時の応急措置訓練の実施

(オ) その他必要な事項

イ 県警察の指示

県警察は、放射性物質取扱事業者等に対し、放射性物質運搬中の安全管理の確保を図るため、必要な事項を指導する。

(3) 安全確保に関する協定等締結の促進

核原料物質及び核燃料物質は、例え微量であっても万が一事故が発生するとその影響は極めて大きいので、市はこれら取扱事業所と安全確保に関する協定等を締結し、災害対策の万全を期すよう努める。

[取り扱い・取り締りに関する法令]

放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律（昭和 32 年法律第 167 号）

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規則に関する法律（昭和 32 年法律第 166 号）

[原子力防災に関する法令]

原子力災害対策特別措置法（平成 11 年法律第 156 号）

(4) 防災業務関係者の安全確保のための防護資機材の整備

ア 市は、応急対策を行う防災業務関係者の安全確保のための防護資機材の整備に努める。

イ 市は、応急対策を行う防災業務関係者の安全確保のため、国、県、その他関係機関相互に密接な情報交換を行う。

(5) 核燃料物質等の事業所外運搬情報の把握等に伴う必要な対応

ア 核燃料物質等の事業所外の運搬中事故発生に備え、県は、安全確保に関する協定に基づき、県内の原子力事業者から核燃料物質等の運搬情報を入手した場合は、関係消防機関等に対し、その旨を連絡する。

イ 市消防機関は、県から連絡のあった運搬情報に基づき、必要な対応をとる。

ウ 県は、その他必要な運搬情報の入手について、市と連携して関係機関に働きかける。

エ 原子力事業者は、核物質防護上問題を生じない範囲において、消防機関に必要な運搬情報の提供等の協力を努めるものとする。

(6) 放射性物質に関する教育及び知識の普及

ア 消防防災担当職員の教育

市は、応急対策の円滑な実施を図るため、必要に応じて関係職員に対し、次の事項について教育を実施する。

(ア) 放射線及び放射性物質の特性に関すること

(イ) 放射性物質災害に係る防災体制及び組織に関すること

(ウ) 放射線防護に関すること

(エ) その他必要と認める事項

イ 市民に対する知識の普及

市は、応急対策の円滑な実施を図るため、必要に応じ国の指導を受け、市民に対し、放射性物質に関する知識の普及に努める。

2 情報伝達体制の充実強化

市は、放射性物質災害発生時等、緊急時に必要な情報を迅速に受伝達できるよう、平常時から国及び防災関係機関を含めた相互の情報伝達体制の充実強化に努めるとともに、災害発生時に備え、通信設備等の充実確保に努める。また、夜間、休日の場合においても対応できるよう、体制の整備を図る。

3 広報体制の整備

ア 広報手段の整備

市は、放射性物質災害発生時に、状況に応じた災害広報を迅速、かつ円滑に行えるよう、平常時から広報手段の整備に努め、主な広報方法・手段は次のとおりとする。

- (ア) 放送機関への放送要請による広報
- (イ) 報道機関を通じての広報
- (ウ) 防災行政無線の同報無線による広報
- (エ) その他必要な広報

イ 広報の内容

市が放射性物質災害発生時に行う広報の内容は、おおむね次のとおりとする。

- (ア) 災害時の状況及び今後の予測
- (イ) 災害対策の状況
- (ウ) 避難場所、避難方法
- (エ) 市民のとるべき措置及び注意事項
- (オ) その他必要な事項

4 放射能観測の実施

市は、関係機関と連携して、緊急時に備え、モニタリングのための要員及び機器の確保に努める。

5 救助・救急、消火活動体制の整備

- (1) 市は、平常時から県、原子力事業者その他関係機関と連携を図り、放射性物質取扱事業所等（核燃料物質等の事業所外運搬中を含む。）における火災等に適切に対処するため、消防水利の確保、消防活動体制等の整備に努める。
- (2) 市は、国から整備すべき資機材に関する情報提供等を受け、応急措置の実施に必要な救急救助用資機材、救助工作車、救急自動車等の整備に努める。

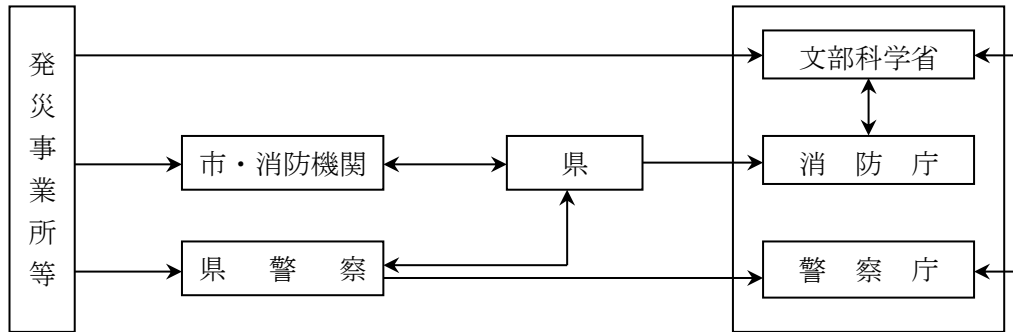
6 訓練の実施

市は、県、県警察及び関係機関と連携しながら放射性物質に係る事故を想定した訓練の実施を検討する。

第2 災害応急対策

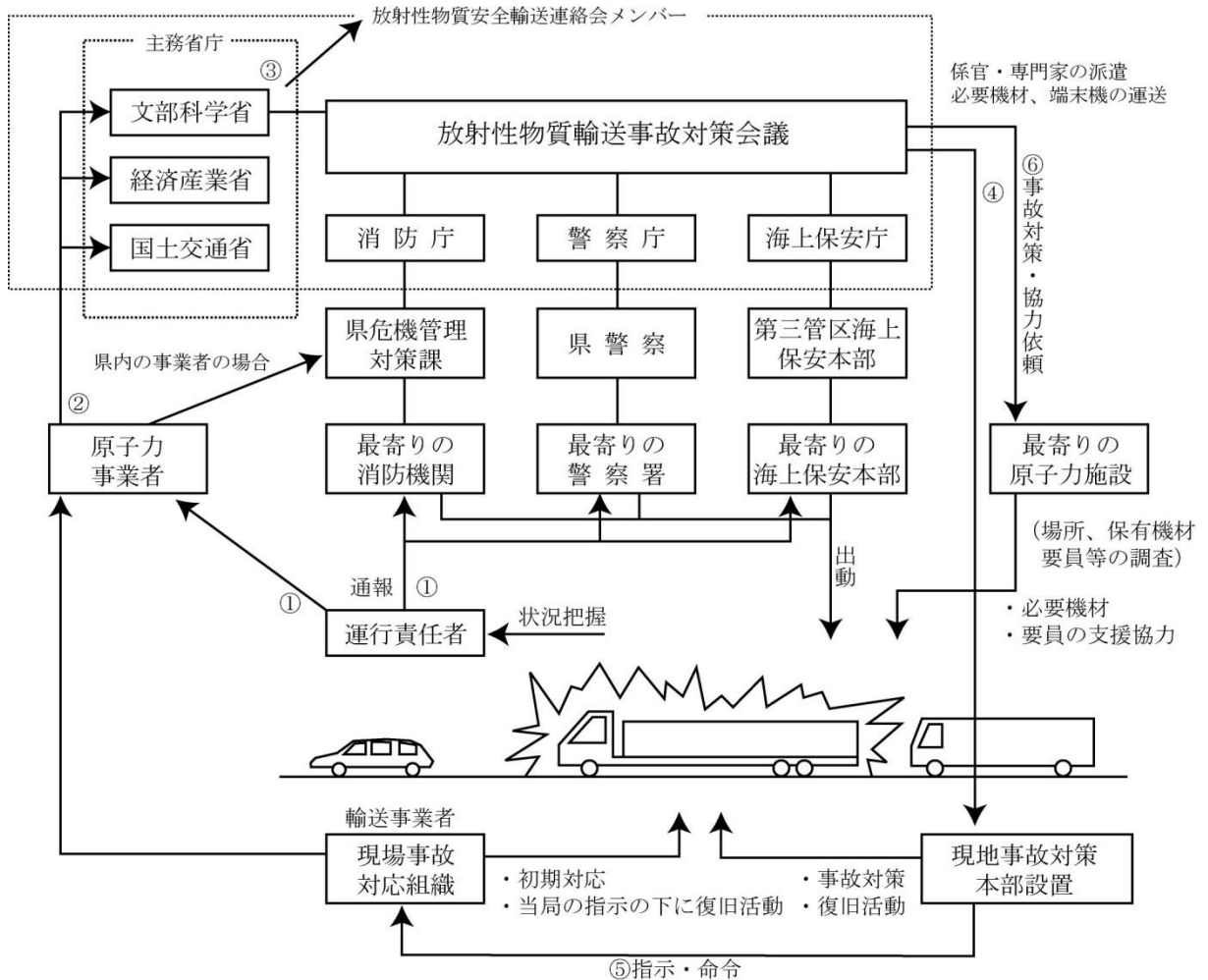
1 災害時の連絡体制

災害発生時の連絡系統図は、おおむね次のとおりとする。



【核燃料物質等の事業所外運搬時の事故発生時の連絡系統図】

(○内の数字は通報連絡の順序を示す。)



2 活動体制の確立

市は、市域で事故等が発生した場合、第3編、第2章、第2節により応急活動体制をとるものとするが、放射性物質輸送時の事故について原子力災害対策特別措置法第15条に基づき原

子力緊急事態宣言が発出されたときは、直ちに災害対策本部を設置し、関係機関と連携して災害応急対策を円滑に実施する体制をとるものとする。

3 市及び警察の措置

市及び県警察は、放射性物質による災害が発生したとき又は災害が発生するおそれがあるときは、原子力事業者等と密接な連絡をとるとともに、県及び文部科学省等とも十分連携し応急対策を行う。

(1) 市の措置

ア 救出・救助・救急活動

消防機関は、活動を行う消防職員の安全確保を図りつつ、放射性物質取扱事業者等と協力して迅速に救出・救助・救急活動を実施する。

イ 消火・応急活動

消防機関は、放射性物質取扱事業者等と協力して消火活動を行う。また、救助・救急及び消火活動が円滑に行われるよう、必要に応じ、他の消防機関、その他関係機関に要請して、救助・救急及び消火活動のための資機材を確保するなどの措置を講じる。

ウ 医療救護活動

市は、迅速な医療救護活動を実施するため、現地に救護所を設置するとともに、医師会等の協力を得て、医療救護班を編成する。

エ 周辺住民等に対する災害広報

市は、防災行政無線・広報車・FM やまと・J:COM チャンネル等あらゆる広報手段を用いて、次の事項について迅速に広報及び必要な指示を行う。

(ア) 事故等の状況及び今後の予測

(イ) 避難及び誘導の方法

(ウ) 市民のとるべき措置及び注意事項

(エ) その他応急対策の状況

(オ) その他必要な事項

オ 警戒区域の設定

市は、人命の保護又は危険の防止のため、災害対策基本法第 63 条に基づき特に必要があると認めるときは、警戒区域を設定し、応急対策に従事する者以外に対して当該地区への立ち入りを制限し、もしくは禁止し、又は当該地域からの退去を命ずることができる。

カ 周辺住民に対する屋内退避又は避難の指示、避難誘導

市が屋内退避又は避難のための立ち退きの指示等を行う場合は、原則として次の内容を明示して行う。

(ア) 避難等を要する理由

(イ) 避難指示等の対象地域

(ウ) 避難先とその場所

(エ) 避難経路

(オ) 注意事項

キ 避難所の開設、運営管理

市は、被災者に対する救援措置を行うため、必要に応じて避難所を開設する。指定避難所の

開設、運営の具体的な計画は、地震災害対策編第2章、第11節「避難対策」による。

ク その他必要な措置

(2) 県警察の措置

ア 周辺住民等の屋内退避、避難誘導その他の防護活動

イ 犯罪の予防等社会秩序の維持活動

ウ 緊急輸送のための交通の確保

エ 周辺住民等への情報の伝達

オ 搬送中の事故等における負傷者の救出救助活動

カ その他必要な措置

4 放射線測定の実施

市は、放射性物質災害が発生した際には、国や関係機関と連携して、放射線量の測定を実施する。

市内の事故を起因とする場合は、現場周辺の生活空間を優先し、市外からの流入に対しては、市内の市民生活に関わる主な施設を対象とする。

第3 災害復旧対策

1 汚染物質の除去

原則として、事故の原因者が、放射性物質による汚染を除去する。市は、県、放射性物質取扱事業者等及び関係機関と連携し、事故で放出された放射性物質により汚染された地域の除染及び廃棄物の処理に必要な措置を講じる。

2 各種制限措置の解除

市及び県警察は、環境放射線モニタリング等による地域の汚染状況の調査等の措置が行われたのち、国の専門家の助言を踏まえ、各種制限措置の解除を行う。

3 安全の確認

市は、国の専門家の安全確認を待って事故対策を終息させる。また、市民生活の安定を考慮して、一定の期間において放射線量の測定を実施する。

第5節 危険物等災害対策

危険物、高圧ガス及び都市ガスの漏えい・流失、火災、爆発による多数の死傷者等の発生、毒物・劇物の飛散、漏えい、流出等による多数の死傷者等の発生、火薬類の火災、爆発による多数の死傷者等の発生といった危険物等災害に対する対策について、必要な事項を定める。

第1 災害予防対策

市及び防災関係機関は、危険物等の爆発漏えい等による災害の発生を防止するため、相互に連携を図り予防対策を推進する。

[関係法令]

危険物	………	消防法
高圧ガス	………	高圧ガス保安法、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律
都市ガス	………	ガス事業法
火薬類	………	火薬類取締法
毒劇物	………	毒物及び劇物取締法

1 施設等の安全確保

危険物等の貯蔵・取扱いを行う事業者は、法令で定める技術基準を遵守し、市及び県は、製造施設、貯蔵所等に対する保安検査、立ち入り検査及び運搬車両に対する路上立ち入り検査を充実し、施設等の安全性の確保に努める。

2 自主保安体制の整備

(1) 市は、県及び事業者と協力して、次のとおり事業所の自主保安体制を整備する。

- ア 危険物等事業所の防災設備、資機材の整備充実
- イ 危険物等事業所の保安管理体制、緊急時の応急体制の充実
- ウ 高圧ガス等特殊災害に対する相互応援体制の充実
- エ 危険物、高圧ガス、火薬類及び毒劇物関係団体の組織の育成

(2) 都市ガス事業者は、工事の指導監督組織を充実し、特に地下工事については、事前打合せ、連絡体制の充実等万全な保安体制を整える。

3 保安思想の啓発、訓練

(1) 市は、県及び事業者と協力して、教育及び訓練等の充実を図る。

- ア 各種講習会、研修会の充実
- イ 危険物安全週間等、各種安全週間の充実
- ウ 事業所における危険物等の火災、漏えい等を想定した防災訓練の実施
- エ 移動途上での災害を想定した訓練の充実

4 通信手段の確保

市及び県は、危険物等災害時の情報通信手段について、平常時よりその確保に努め、無線設備

の総点検を定期的実施するとともに、非常通信の取扱い、機器の操作の習熟等に向け、他の防災関係機関等との連携による通信訓練に積極的に参加する。

5 救助・救急、消火及び医療救護活動体制の整備

(1) 救助・救急活動

市は、救急車等の車両及び応急措置の実施に必要な救急救助用資機材の整備に努める。

(2) 消火活動

ア 市は、化学消防力の強化を図る。

イ 市は、平常時から消防本部、消防団及び自主防災組織等の連携強化を図り、消防水利の確保、消防体制の整備に努める。

(3) 医療救護活動

市及び県は、関係機関と調整のうえ、神奈川県医療救護計画に基づき医療救護活動体制の確立に努めるとともに、救護活動に必要な医薬品等の備蓄に努める。

6 危険物等の大量流出時における防除活動

市及び関係事業者は、危険物等が大量に流出した場合に備えて、防除資機材を整備し、災害発生時には必要に応じて応援を求めることができる体制を整備する。

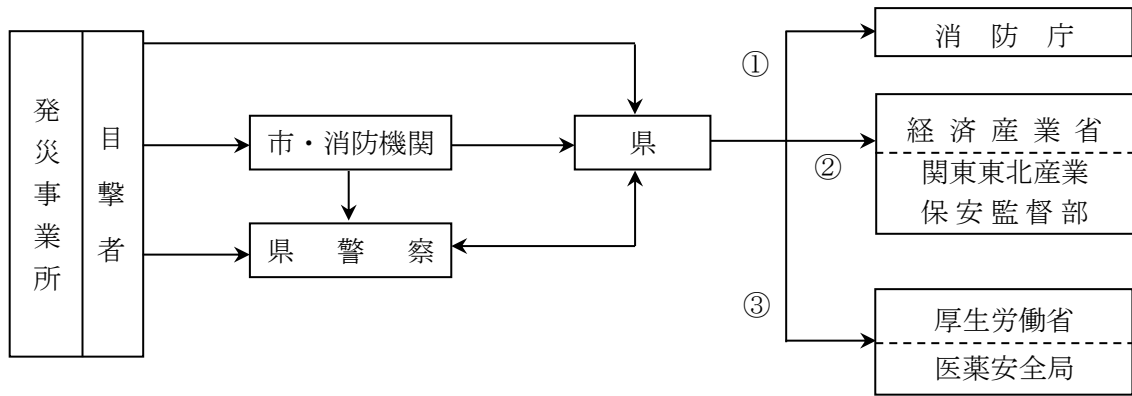
第2 災害応急対策

1 災害情報の収集・連絡

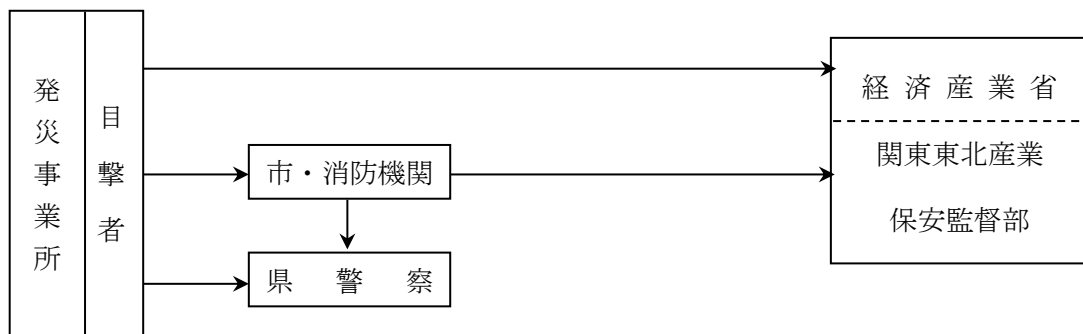
(1) 危険物等事故情報等の収集・連絡

危険物、高圧ガス、火薬類及び毒劇物の事故発生時の連絡は、それぞれの管轄官庁により定められているが、原則は次のとおりである。

【危険物、高圧ガス、火薬類及び毒劇物の事故発生時の連絡系統】



【都市ガスの事故発生時の連絡系統図】



(2) 危険物等の大規模な事故発生による被害の情報の収集・連絡

ア 関係事業者は、被害状況を県、県警察及び市に連絡する。なお、都市ガスの場合は、経済産業省（関東東北産業保安監督部）、県警察及び市に連絡する。

イ 市は、人的被害状況、火災の発生状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに国又は県へ報告する。

ウ 県警察は、危険物等の災害が発生した場合、直ちに警察官を現場に急行させ、被害状況や被害拡大性の有無について確認を行う。

(3) 応急対策活動情報の連絡

市は、有線通信（加入電話）、防災行政通信網等を利用して速やかに県に応急対策等の活動状況を報告し、応援の必要性等を連絡する。

2 市の活動体制

(1) 市は、災害の状況に応じて速やかに事前配備体制に入り、被害情報等の収集活動を行いその情報により災害応急対策を検討し、必要な措置を講じる。

(2) 市は、大規模な災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、災害応急対策を実施するため必要と認めるときは、災害対策基本法第23条に基づき、市災害対策本部を設置する。

(3) 市は、県に災害対策本部設置状況等を報告する。

(4) 応援要請

市長は、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、知事に対し応援要請を行う。

(5) 自衛隊の災害派遣

市長は、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、知事に対し自衛隊の派遣要請をするよう求める。

3 救助・救急、消火及び医療救護活動

(1) 救助・救急活動

市及び県警察は、救出救助活動を行うほか、被災者の早急な把握に努める。

(2) 消火活動

ア 市及び自衛消防組織等は、速やかに火災の状況を把握するとともに、迅速に消火活動を行う。

イ 市は、必要に応じて消防相互応援協定に基づき、他の市町村に消火活動の応援要請を行う。

(3) 医療救護活動

市は、必要に応じて県、大和市医師会及び大和市歯科医師会に対し、医療救護活動等について応援を要請する。

4 避難活動

発災時には、市及び県警察は、人命の安全を第一に必要なに応じて避難の指示を行う。

5 緊急輸送のための交通の確保、緊急輸送活動

市は、危険防止及び応急対策のために県警察が実施する交通規制に協力する。

また、車両その他物件により、交通に支障が発生した場合において、必要に応じて神奈川県に道路啓開を要請する。市道において、道路啓開の指示が国土交通大臣又は神奈川県知事からなされたときには速やかに対応する。

6 危険物等の流出に対する応急対策

(1) 市及び事業者は、危険物等が大量に流出した場合、直ちに防除活動を行う。

(2) 県警察は、危険物等が漏えい又は飛散した場合には、直ちに立入禁止区域を設定するとともに関係機関と綿密に連携して地域住民の避難誘導、立入禁止区域の警戒、交通規制等を行う。

(3) 市は、危険物等が河川等に大量流出した場合、県、国と連携し、直ちに関係機関と協力のうえ、環境モニタリング、危険物等の処理等必要な措置を講ずる。

7 災害広報の実施

市は、県、防災関係機関及び関係事業者と連携し、適切かつ迅速な広報活動を実施する。

第6節 大規模火災対策

多数の死傷者等を発生させる恐れがある大規模火災対策について、必要な事項を定める。

第1 災害予防対策

1 計画的な土地利用と市街地整備の推進

ア 建築物の不燃化等

市は、火事による被害を防止・軽減するため、土地利用の規制・誘導、避難地、避難路の整備、建築物の不燃化等の施策を総合的に推進する。

イ 防火地域・準防火地域の指定等

市は、防火地域・準防火地域の指定、市街地再開発事業、土地区画整理事業、住環境整備事業、地区計画制度の活用等により、安全で快適な市街地の形成を促進する。

ウ 防災拠点の整備

市及び県は、大規模火災の発生時に延焼を防ぐ延焼遮断帯としての緑地、広幅員道路などのオープンスペースの確保を図るとともに、街区内に、公園やコミュニティ防災拠点の整備を図る。

2 火災に対する建築物の安全化

(1) 消防用設備等の整備、維持管理

市、県及び事業者は、多数の人が出入りする建築物に設置された消防用設備等については、災害時にその機能を有効に発揮することができるよう定期的に点検を行うなど適正な維持管理を行う。

(2) 建築物の防火管理体制

市、県及び事業者は、多数の人が出入りする事業所の建築物等について、防火管理者を適正に選任するとともに、防火管理者が当該建築物についての消防計画の作成、当該消防計画に基づく消火、通報及び避難訓練の実施等防火管理上必要な業務を適正に行うなど、防火管理体制の充実を図る。

3 情報の収集・連絡

(1) 災害情報の収集・伝達体制の充実

市は、県及び事業者との情報の収集・連絡体制の整備を図る。

(2) 通信手段の確保

市は、大規模火災時の情報通信手段について、平常時よりその確保に努め、無線設備の総点検を定期的実施するとともに、非常通信の取扱い、機器の操作の習熟等に向け、他の防災関係機関等との連携による通信訓練に積極的に参加する。

4 救助・救急、消火及び医療救護活動体制の整備

(1) 救助・救急活動

市は、救急車等の車両及び応急措置の実施に必要な救急救助用資機材の整備に努める。

(2) 消火活動

市は、消防力の整備強化に努めるとともに、これに必要な指導・支援を県に対して求める。

ア 消防組織の強化

市は、平常時から消防本部、消防団及び自主防災組織等の連携強化を図り、消防水利の確保、消防体制の整備に努める。

イ 消防施設等の整備・強化

市は、「消防力の整備指針」及び「消防水利の基準」に適合するよう整備計画を立て、消防施設等の整備に努め、その強化を図る。

(3) 医療救護活動

ア 市は、関係機関と調整のうえ、神奈川県医療救護計画に基づき医療救護活動体制の確立に努める。

イ 市は、救護活動に必要な医薬品等の確保に努める。

5 避難誘導

(1) 市は、避難場所をあらかじめ指定し、日頃から市民への周知徹底に努める。

(2) 市は、高齢者、障がい者等の自力避難が困難な者の避難誘導、搬送について、自主防災組織、近隣居住者等の協力を得て、迅速かつ安全に行えるよう努める。

6 建築同意制度の活用

市は、消防法の規定による建築同意制度を効果的に運用し、建築面からの火災予防の徹底を図る。

7 防災知識の普及

(1) 一般家庭に対する指導

ア 市は、一般家庭に対する火災防止思想の普及に努める。

イ 市は、広報活動及び各種会合等において消火方法等の実地指導を行い、火災の防止及び初期消火の徹底を図る。

ウ 市は、自主防災組織の指導者等に対し、消火に必要な技術を教育する。

(2) 防火管理者等の指導・教育

ア 市は、学校・病院・工場等消防法に規定する防火対象物には、必ず防火管理者を選任するよう指導する。

イ 市は、防火管理者に対し、消防計画の作成、防火訓練の実施、消防設備等の整備・点検及び火気の使用等について指導する。

(3) 予防査察等による指導

ア 市は、不特定多数の者を収容する施設（防火基準適合表示制度「適マーク」対象施設）を対象として予防査察時に防火安全対策について適切な指導をする。

イ 市は、防火対象物の状況を把握し、火災の発生のおそれがある物件等の発見に努め、関係者に対し、万全を期すよう指導する。

8 災害の拡大防止及び二次災害の防止活動

災害発生中にその拡大を防止することが可能な災害については、その拡大を防止するため、必要な対策を講じるものとする。また、二次災害の危険性を見極めつつ、必要に応じ、住民の

避難、応急対策を行う。

第2 災害応急対策

1 情報の収集・連絡

- (1) 市は、火災の発生状況、人的被害の状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに県へ報告する。
- (2) 県警察は、火事による災害が発生した場合、直ちに警察官を現場に急行させ、被害状況や被害拡大性の有無について確認を行う。

2 応急対策活動情報の連絡

市は、有線通信（加入電話）、防災行政通信網等を利用して速やかに県に応急対策等の活動状況を報告し、応援の必要性等を連絡する。

3 市の活動体制

- (1) 市は、災害の状況に応じて速やかに事前配備体制に入り、被害情報等の収集活動を行い、その情報により災害応急対策を検討し、必要な措置を講じる。
- (2) 市は、大規模火災が発生し、又は発生するおそれがある場合、災害応急対策を実施するため必要と認めるときは、災害対策基本法第23条に基づき、市災害対策本部を設置する。
- (3) 市は、県に災害対策本部設置状況等を報告する。

4 応援要請

市長は、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、知事に対し応援要請を行う。

5 自衛隊の災害派遣

市長は、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、知事に対し自衛隊の派遣要請をするよう求める。

6 救助・救急、消火及び医療救護活動

(1) 救助・救急活動

市は、県警察と連携し、救出救助活動を行うほか、被災者の早急な把握に努める。

(2) 消火活動

ア 市及び自衛消防組織は、速やかに火災の状況を把握するとともに、迅速に消火活動を行う。

イ 市は、必要に応じて消防相互応援協定に基づき、他の市町村に消火活動の応援要請を行う。

ウ 医療救護活動

市は、必要に応じて県、医師会及び歯科医師会に対し、医療救護活動等について応援を要請する。

7 避難活動

発災時には、市及び県警察は、人命の安全を第一に必要な応じて避難の指示を行う。

8 緊急輸送のための交通の確保、緊急輸送活動

市は、県警察が危険防止及び応急対策のため実施する交通規制に協力する。また、車両その他物件により、交通に支障が発生した場合において、必要に応じて神奈川県に道路啓開を要請する。市道において、道路啓開の指示が国土交通大臣又は神奈川県知事からなされたときには速やかに対応する。

9 災害広報の実施

市は、県及び関係機関と連携し、適切かつ迅速な広報活動を実施する。

第7節 雪害対策

本市では、雪が降ることは年に数回程度であり、積雪量は少ない。豪雪地帯で懸念される雪崩や交通の途絶による孤立は起こりにくいものの、都市機能が大きく阻害されることがある。

大雪に伴う交通の途絶など都市機能の阻害等を防止するため必要な積雪対策を定める。

第1 災害予防対策

1 ライフライン施設・道路等の安全確保

(1) ライフライン施設等の機能の確保

雪害が生じた場合、停電や交通手段の途絶などにより、都市機能に障害が発生することが考えられる。県、市及びライフライン事業者は、上下水道、電気、ガス、電話等のライフライン関連施設や廃棄物処理施設について、雪害に対する安全性の確保を図る。

また、道路管理者は、積雪や凍結を想定して、交通量の多い重要な路線をあらかじめ指定する。

2 除雪体制の整備

(1) 資機材の整備及び維持管理

市は、大雪による除雪・融雪・凍結防止活動を速やかに行うため、車両運行のためのタイヤチェーン又はスノータイヤのほか、融雪剤及びスコップ等の除雪資機材等を常備する。

(2) 活動要員・資機材の整備

市は、活動要員・資機材等の不足が生じた場合、あるいは、上記以外の資機材が緊急に必要なとなった場合に備え、あらかじめ協定先や緊急調達先及び調達方法を定める。

(3) 除雪・避難に支援を要する者の把握

市は、平常時から、高齢者等の避難行動要支援者の住居その他関連施設について状況の把握に努め、必要に応じて、自主防災組織・近隣居住者等へ除雪支援や避難誘導を実施する体制の整備を行うよう協力を求める。

3 市民への協力依頼

(1) 広報の実施

市は、ホームページや「広報やまと」等を通して、市民に対して積雪時の除雪等、積雪による被害を予防するため、以下の協力を呼びかける。

- ア 不要不急の外出の自粛
- イ 自宅周辺及び地域の消防水利（消火栓及び防火水槽）の除雪
- ウ 車道への雪捨て禁止
- エ 除雪作業の支障となるものの撤去
- オ 大雪時のマイカー使用の自粛

第2 災害応急対策

1 雪害に関する警報等の伝達

市は、横浜地方気象台から注意報又は警報が発表され、風雪による災害及び被害の発生するおそれのある場合には、市民や防災関係機関へ注意及び警戒を喚起する。

＜警報・注意報の種類及び発表基準（横浜地方気象台発表）＞

種類	基準要素	注意報	警報
大雪	12時間の降雪の深さ	5cm以上	10cm以上
暴風雪	平均風速		25m/s以上で雪を伴う
風雪	平均風速	12m/s以上で雪を伴う	

＜雪を要因とする特別警報の指標＞

府県程度の広がりをもって50年に一度の積雪深（大和市では横浜での32cmが基準）となり、かつ、その後も警報級の降雪が丸一日程度以上続くと予想される場合。

2 活動体制の確立

市は、横浜地方気象台より大雪警報、暴風雪警報が市域に発表された場合、又は発表される状況が予想される場合には、被害を未然に防ぎ、又は発生した被害を軽減するため、速やかに応急活動ができるように初動体制を確立する。

- (1) 市は、気象状況に応じて速やかに事前配備体制に入り、被害情報等の収集活動を行い、その情報により災害応急対策を検討し、必要な措置を講じる。
- (2) 市は、大雪により、大規模な交通の途絶など重大な都市機能の阻害が発生するおそれがある場合、災害応急対策を実施するため必要と認めるときは、災害対策基本法第23条に基づき、市災害対策本部を設置する。
- (3) 市は、災害対策本部を設置した場合には、県に災害対策本部設置状況等を報告する。
- (4) 市長は、災害の状況により知事に対し広域応援の要請を行う。また、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、知事に対し自衛隊の派遣要請をするよう求める。

3 情報の収集・連絡及び通信の確保

(1) 情報の収集

市は、横浜地方気象台から大雪に関する情報が発表された場合、テレビ、ラジオ、ライフライン関係機関、気象会社等から以下の内容について情報収集を行い、必要に応じて初動体制に入り、必要な措置を講じる。

- ア 大雪に関する気象情報

- イ 道路交通情報
- ウ 鉄道・バス運行情報
- エ ライフライン情報
- オ 市公共施設の状況
- カ 学校の状況
- キ 医療機関の状況

- (2) 市は、積雪の状況、被害の状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から県へ報告する。
- (3) 市は、有線通信（加入電話）、防災行政通信網、災害情報管理システム等を利用して速やかに県に応急対策等の活動状況を報告し、応援の必要性等を連絡する。

4 除雪の実施

市は、災害の発生を防止するため除雪を実施する。

(1) 道路等の除雪・凍結防止活動

- ア 市は、道路交通を確保するため、積雪が予想される場合には各道路管理者と緊密に連携をとり、緊急輸送道路を補完する道路、坂道、歩道橋、バス・コミュニティバス路線などにおいて重点的に除雪活動及び凍結防止活動を実施する。
- イ 市は、路上の障害物の除去、除雪の実施について、警察及び自衛隊等と必要に応じて協力して、必要な措置をとる。
- ウ 消防本部は、消防水利確保のため消火栓及び防火水槽周辺の除雪活動を行う。
- エ 市は、状況に即した車両等の調達を行い、必要な車両等の確保が困難なときは、県に対して要請及び調達・斡旋を依頼する。

5 災害広報の実施

- (1) 市は、市民等に広報を実施する等により、除排雪に伴う雪下ろし中の事故等の二次災害の防止に十分留意するよう周知する。
- (2) 市は、被災者のニーズを十分把握し、気象、被害状況、二次災害の危険性に関する情報、安否情報、ライフラインや交通施設、公共施設等の復旧状況、医療機関などの生活関連情報、それぞれの機関が講じている施策に関する情報、交通規制等、被災者に役立つ情報を適切に提供する。なお、その際には、高齢者、障がい者、外国人等に配慮した伝達を行う。
- (3) 情報伝達にあたっては、市民が必要とする情報を十分把握し、防災行政無線、掲示板、広報誌、広報車市ホームページ、PSメール等によるほか、FMやまと、J-COM、通信社、新聞社等の協力を得て的確に提供するように努める。

6 避難支援

(1) 避難誘導の実施

- ア 市長は、災害の状況に応じて、人命の安全を第一に必要なに応じて高齢者等避難の発表又は避難指示を行う。
- イ 市は、避難誘導にあたって、避難場所及び避難路や災害危険箇所等の所在、災害の概要

その他の避難に資する情報の提供に努める。

(2) 帰宅困難者への対応

ア 市は必要に応じて帰宅困難者用の一時滞在施設を開設し、円滑な管理運営を行うとともに、帰宅困難者への開設状況の広報、鉄道事業者への情報伝達等を行う。また、帰宅困難者に対して必要に応じて飲料水等を提供する。

7 交通の確保

市は、積雪による交通障害が発生するおそれがある場合には、県及び警察と協力して、危険箇所の表示、う回路の指示、交通情報の収集及び提供、車両使用の自粛の広報等、危険防止及び混雑緩和に努める。

- (1) 県警察は、危険防止を図るとともに、道路交通の状況等に対応した交通規制を行い、情報板、信号機等の交通管制施設も活用するほか、必要な場合には放置車両の撤去、警察車両による先導を行い、緊急交通路の確保を行う。
- (2) 市は、異常気象時における事故を未然に防止するため、他の道路管理者及び県警察と協議のうえ、道路及び気象の状況に応じた規制区間毎の道路規制基準を定める。
- (3) 道路通行規制の種類は、通行止め、チェーン必要、通行注意の3種類とする。
- (4) 市及び県警察は、交通規制を実施したときは、市民に周知を図る。
- (5) 市は、車両その他物件により、交通に支障が発生した場合において、必要に応じて神奈川県に道路啓開を要請する。市道において、道路啓開の指示が国土交通大臣又は神奈川県知事からなされたときには速やかに対応する。

8 災害の拡大防止及び二次災害の防止活動

災害発生中にその拡大を防止することが可能な災害については、その拡大を防止するため、必要な対策を講じるものとする。また、二次災害の危険性を見極めつつ、必要に応じ、住民の避難、応急対策を行う。

第8節 火山対策

日本には110の活火山があり（活火山とは、「おおむね1万年以内に噴火した火山及び現在活発な噴気活動がある火山」と火山噴火予知連絡会により定義されている）、そのうち、火山防災のために監視・観測体制の充実等が必要として火山噴火予知連絡会により選定された全国50の活火山については、気象庁が24時間体制で監視（常時監視）を行っている。

近年の火山災害としては、死者・行方不明者43人の被害を発生させた1991年6月3日の雲仙・普賢岳噴火、2014年9月27日に死者・行方不明者63名の被害を発生させた御嶽山噴火が挙げられる。

大和市に影響を及ぼす可能性がある活火山としては、箱根山と富士山が挙げられ、本市から最も近い活火山は、箱根山で、山頂から本市境まで約40km、富士山は山頂から本市境まで約65kmの位置にある。

第1 本計画で対象とする噴火現象

1 火山の噴火により発生する現象

大規模な噴火が発生した場合、「溶岩流」及び「火砕流」の流出や、「噴石」（火山岩塊、火山れき）及び「火山灰」の噴出等が発生するとされている。

溶岩流：マグマが、火口から噴出して高温の液体のまま地表を流れ下る現象。通過域を焼失、埋没させて完全に不毛の地と化する。流下速度は比較的遅く基本的に人の足による避難が可能である。

火砕流：高温の火山灰や岩塊、空気や水蒸気が一体となって急速に山体を流下する現象。流下速度は、時速数十kmから百数十km、温度は数百℃にも達する。火砕流から身を守ることは不可能で、噴火警報等を活用した事前の避難が必要となる。

火山岩塊：爆発的な噴火によって火口から吹き飛ばされる直径約50cm以上の大きな岩石等で、被害は火口周辺のおおむね2～4km以内に限られるが、過去、大きな噴石の飛散で登山者等が死傷、建造物が破壊される災害が発生している。

小さな噴石：噴火により噴出した小さな固形物のうち直径2mm以上のもの。粒径が小さいほど火口から遠くまで風に流されて降下する。風下側で噴火に気付いたら屋内等に退避することで身を守ることができる。

火山灰：直径2mm以下の噴出物を火山灰といい、広域に降下・堆積して広く社会生活に深刻な影響を及ぼす。

2 本計画で対象とする噴火

本市においては、火山からの距離等の理由から、溶岩流や噴石等の影響はないとされており、主に富士山の噴火による降灰の影響が大きいと予測される。

1707年に発生した富士山の宝永噴火のような大規模な噴火が発生する可能性は、小規模な噴火が発生する可能性に比べ低いとされているが、今後そのような大規模な噴火や、それをさら

に上回る噴火の発生の可能性も否定されていない。また、噴火の発生間隔に明確な規則性がないことから、将来の発生時期を予測することも困難であるとされている。

箱根山については、有史以降、本市に影響する噴火が発生していないこと、発生した場合にあっても富士山の宝永噴火ほどの影響はないと考えられるため、本計画では、これまで富士山で発生した最大規模の噴火（宝永噴火等：約7億 m^3 ）を対象とする。

第2 降灰被害予測

1 火山灰とは

火山灰は、噴火の際に、火山から放出される物質のうち、直径が2mm以下のものと定義されており、ざらざらした砂状のものから、最小では小麦粉よりも細かい粒子まである。

火山のすぐ近くでは非常に熱いことがあるが、大気で冷却されるため、火山から遠くに降り積もる時には冷却されている。

2 火山灰の成分等の特質

「灰」というと燃えかすのようなものが想像されるが、実態としては、軽石や岩石が砕かれたものであり、ガラスの破片のように鋭い破面を持ったものも含まれている。また、噴火直後の火山灰粒子は、酸性の皮膜に覆われており、肺や目に刺激を与えることがある。この皮膜は、降雨等により取り除かれるが、その結果として、水質の悪化や農作物への影響を生じることがある。そのため、火山灰が与える影響として、呼吸器系の不調、角膜剥離等の目の症状、皮膚への刺激といった健康被害、給水への支障、農作物被害等といった社会的な問題が生じることがある。

3 大量の火山灰の堆積予測図

下図は、宝永規模の富士山噴火の月別降灰分布図を12ヶ月分重ね合わせた図（富士山ハザードマップ検討委員会報告書から引用）であり、本市が噴火時の風向によっては、30cmの火山灰が堆積する可能性があることを示している。また、次頁の表では降灰量からの影響を記載している。



《被害の想定》（富士山火山防災対策協議会）

降灰量 (積もった厚さ)	規模	想定される被害など	対処法
64cm	極めて大量	60%の木造家屋が全壊	堅固な建物に避難
50cm		30%の木造家屋が全壊	
32cm		降雨時、30%の木造家屋が全壊	
30cm	大量	降雨時、木造家屋が全壊する恐れあり	危険があれば避難
10cm	極めて多量	降雨時、土石流が発生	屋内退避
5cm		道路が通行不能	
2cm		何らかの健康被害が発生する恐れあり	
1mm以上	多量	車の運転は控える	外出を控えて窓を閉めるか、マスクなどで防護
1mm未満	やや多量	車は徐行運転となる	
0.1mm未満	少量	車のフロントガラスに灰が積もる	

4 その他の被害や特徴

《降灰の特徴及び課題》（富士山ハザードマップ検討委員会報告書より）

項目	留意すべき特徴、対応上の課題
発生条件	高い噴煙柱が形成された場合に大量降灰となる。
発生時間	噴火が始まってから降灰が降り積もるまで時間的余裕がある。
危険性	直接死傷する危険性はほとんどない。
	火口周辺や風下など、高温の火山灰・火山れきが大量につもる場合は、木造家屋が火災を起こす危険性がある。
	体育館などの避難所でも降灰の重量で被害を受けるものがある。
	降灰中の屋外作業は転倒・車両走行不能・交通事故の危険性がある。
	降灰により道路上で車両が立ち往生した場合には、その後の道路確保を困難にする。
	交通機関が広域的に停止し、停電・信号故障が発生する可能性もあり、救援活動も停滞する。灰粒子浮遊により、航空機は飛べなくなる。
	交通支障により、生活物資の搬送が行えなくなる。
	東京などでも大量の帰宅困難者が発生する。
	経済活動に広域的かつ甚大な影響を与える。
	健康被害（気管支など）が多数発生する。
	積もった降灰から火山ガスが発生する場合があります、風通しの悪い場所では火山ガス中毒の危険性もある。
	降灰によって発生した土石流などによって流出した土砂が河床上昇を引き起こし、洪水氾濫の危険性が增大する。
土石流・浸水被害が続く。	
範囲	大量の降灰は、高層風によって運ばれるため、大量降灰域は東方を中心とする可能性が高い。
	きわめて広範囲（南関東一帯）に降灰があるため、降灰域外への避難は不可能
対応	30cm 以上堆積すると建物に被害が出る可能性があるが、降灰の休止中に灰下ろしができれば被害を免れる。
復旧	復旧道路確保や市街地の復旧、河床上昇対策に多大な除灰作業が必要となる

第3 災害予防

1 火山情報の伝達体制

気象庁では、「火山防災のために監視・観測体制の充実等が必要な火山」として選定した富士山や箱根山などの全国 50 の活火山の噴火の前兆を捉えて噴火警報等を的確に発表する。本市には、横浜地方气象台より神奈川県を通じて情報が伝達される。

(1) 火山現象に関する警報等の概要

ア 噴火警報等の種類と発表

(ア) 噴火警報

居住地域や火口周辺に重大な影響を及ぼす噴火の発生が予想される場合に、気象業務法第13条の規定により、気象庁火山監視・警報センターから、予想される影響範囲を付した名称*で発表される。

*名称は、警戒が必要な範囲に居住地域が含まれる場合は「噴火警報（居住地域）」、含まれない場合は「噴火警報（火口周辺）」となる。なお、「噴火警報（居住地域）」は、警戒が必要な居住地域を含む市町村に対する火山現象特別警報に位置づけられている。

(イ) 噴火予報

火山活動が平穏（活火山であることに留意）な状態が予想される場合に、気象業務法第13条の規定により、気象庁火山監視・警報センターから、発表される。（なお、噴火警報の解除は、噴火予報として発表）

イ 富士山の噴火警戒レベル

噴火警戒レベルとは、火山活動の状況を噴火時等の危険範囲や住民等がとるべき防災行動を踏まえて、5段階に区分して発表する指標である。住民や登山者・入山者等に必要な対応が分かりやすいように、各区分にそれぞれ「避難」、「高齢者等避難」、「入山規制」、「火口周辺規制」、「活火山であることに留意」のキーワードをつけて発表される。富士山や箱根山のように噴火警戒レベルが導入されている火山では、噴火警報及び噴火予報で噴火警戒レベルが発表される。

なお、国の防災基本計画（火山災害対策編）に基づき、各火山の地元の都道府県等は、火山防災協議会を設置し、平常時から噴火時の避難について共同で検討を実施し、とるべき対策等を定めることとされている。

富士山の噴火警戒レベル

種別	名称	対象範囲	噴火警戒レベル [1]~[5]	火山活動の状況	住民等の行動及び登山者・入山者等への対応	想定される現象等
特別警報	噴火警報(居住地域)または噴火警報	居住地域及びそれより火口側	5 (避難)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは切迫している状態にある。	危険な居住地域からの避難等が必要。	<ul style="list-style-type: none"> ●大規模噴火が発生し、噴石、火砕流、溶岩流が居住地域に到達（危険範囲は状況に応じて設定）。 宝永（1707年）噴火の事例 12月16日～1月1日：大規模噴火、大量の火山灰等が広範囲に推移 その他の噴火事例 貞観噴火（864～865年）： 北西山腹から噴火、溶岩流が約8kmまで到達 延暦噴火（800～802年）： 北東山腹から噴火、溶岩流が約13kmまで到達 ●顕著な群発地震、地殻変動の加速、小規模噴火開始後の噴火活動の高まり等、大規模噴火が切迫している（噴石飛散、火砕流等、すぐに影響の及ぶ範囲が危険）。 宝永（1707年）噴火の事例 12月15日昼～16日午前（噴火開始前日～直前）： 地震多発、東京など広域で揺れ
			4 (高齢者等避難)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生すると予想される（可能性が高まっている）。	警戒が必要な居住地域での高齢者等の要配慮者の避難、住民の避難の準備等が必要。	●小規模噴火の発生、地震多発、顕著な地殻変動等により、居住地域に影響するような噴火の発生が予想される（火口出現が想定される範囲は危険）。 宝永（1707年）噴火の事例 12月14日まで（噴火開始数日前）： 山麓で有感となる地震が増加
警報	噴火警報(火口周辺)または火口周辺警報	火口から居住地域近くまで	3 (入山規制)	居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	登山禁止・入山規制等危険な地域への立入規制等。	●居住地域に影響しない程度の噴火の発生、または地震、微動の増加等、火山活動の高まり。 宝永（1707年）噴火の事例 12月3日以降（噴火開始十数日前）： 山中のみで有感となる地震が多発、鳴動がほぼ毎日あった
		火口周辺	2 (火口周辺規制)	火口周辺に影響を及ぼす（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	住民は通常の生活。火口周辺への立入規制等。	●影響が火口周辺に限定されるごく小規模な噴火の発生等。 過去事例 該当する記録なし
予報	噴火予報	火口内等	1 (活火山であることに留意)	火山活動は静穏。火山活動の状態によって、火口内で火山灰の噴出等が見られる（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）。	特になし。	●火山活動は静穏（深部低周波地震の多発等も含む）。

ウ 降灰予報

気象庁より、噴火前、噴火直後、噴火後の時機に合わせて、以下の3種類の降灰予報が市町村ごとに発表される。

(ア) 降灰予報（定時）

噴火のおそれがある火山周辺で定期的に発表される。噴火した場合に計画的な対応行動がとれるよう、予想される降灰範囲や小さな噴石の落下範囲等が発表される。

(イ) 降灰予報（速報）

噴火後速やかに（5～10分程度で）発表される。噴火発生から1時間以内に予想される、降灰量分布や小さな噴石の落下範囲が発表される。

(ウ) 降灰予報（詳細）

噴火の観測情報（噴火時刻、噴煙高など）を用いて、「やや多量」以上の降灰地域が予想された場合に、噴火後20～30分程度で発表される。降灰量に応じた適切な行動をとれるよう、噴火発生から6時間先まで（1時間ごと）に予想される降灰量分布や、降灰開始時刻が発表される。

2 災害応急対策への備え

(1) 情報の収集・伝達体制の充実

ア 神奈川県や関係機関との情報の収集・伝達体制の整備を図る。

イ 災害時優先電話指定の増強、防災行政無線・MCA無線機・衛星携帯電話の整備、アマチュア無線団体との連携強化など、複数の手段を活用した情報受伝達体制の整備を進める。

ウ 発災時の円滑な情報の受伝達のため、災害情報に関するシステムや資機材を適切に管理するとともに、これらの運用に関する職員研修や実践的な訓練の実施などに努める。

エ 市民等に対し、被害情報、応急対策活動等の状況、生活関連情報等を提供するため、広報誌、市ホームページ、やまとPSメール、協定先（FMやまと、J:COMチャンネル、Yahoo!サービス）等を通じて広報を実施する。

(2) 降灰への対策の推進

ア 市は、国、県及び防災関係機関等と連携し、市民の安全や生活、経済活動等に及ぼす影響を軽減するため、降灰対策等について検討を進める。

イ 市は、災害応急対策を迅速かつ円滑に実施するため、降灰による道路の通行不能や停電などが発生した場合を想定した対策の検討を進める。

ウ 市は、対策の推進にあたっては、地域の自主防災組織や事業所、ボランティア団体等の協力も必要であることから、それらとのつながりを育成・強化するとともに、地域全体が相互に協力できる体制の確立を図る。

エ 市は、要配慮者への情報提供や相談対応等が適切に行えるように体制を整備するとともに、地域における声掛け等の共助の取組が行えるよう支援を進める。

オ 市は、火山灰の影響を軽減するため、長時間除灰作業等に従事する職員や施設等に必要な保護具等の確保に努める。

(3) 市民等の災害対応力の向上

ア 市は、市民や事業者等に対し、火山災害についての正しい理解が進むよう、火山災害に関する情報の提供や降灰等から身を守る手段についての普及啓発に努める。

イ 市民は、「自らの生命は自らが守る」、「自分たちのまちは自分たちで守る」ことを基本とし、大規模断水など、ライフラインが寸断された場合にも生命を維持するため、最低3日分の飲料水（1人9リットル）や食料等を備蓄する必要がある。また日頃から、火山災害に関する知識等の習得に努めるとともに、マスクや目を守るゴーグル、衣料品などの備蓄、生活用水の汲み置き、地域での防災訓練等への参加、自主防災組織などを単位とした地域での降灰への対応要領の確認などに努める。

ウ 事業所は、事業所内での対策の確立、防災資機材や最低3日分の飲料水、食料等の備蓄など、従業員や来客の安全確保に努めるとともに、その社会的責任を果たすため、事業所の資源や特性、組織力を活かし、地域の防災活動への参加や自主防災組織等との連携強化などに努める。

エ 小・中学校では、児童・生徒等が火山災害から身を守れるよう、発達段階に応じた継続的な防災教育等を実施する。

(4) 協定等の締結の促進

ア 市は、道路等の除灰処理のため必要となる、他の自治体や関係する事業者等との協定等の締結を推進する。

イ 市は、発災時、締結した協定を円滑に運用するため、関係する自治体や事業者と平常時から図上・実動訓練等を行い、実践力、即応力等の向上を図る。

第4 応急・復旧対策

1 活動体制の確立

(1) 災害対策本部等の設置

本市では、以下の基準に基づき、職員を動員して災害対策本部等を設置する。災害対策本部等では、情報の分析に基づく今後の対応方針等を協議し、必要な応急対策を行う。

予報・警報	レベル(キーワード)	体制	本市の活動内容	本部廃止基準	参考：宝永噴火の事例 (1707年12月16日噴火開始)
火口周辺警報	3(入山規制)	災害警戒本部	警戒体制 気象庁・県等からの情報収集 大規模噴火に備えた人員や資機材等の確保など、事前の準備 市民等への広報	警戒レベルが2以下となったとき 降灰による影響がないと認められたとき 災害対策本部が設置されたとき	12月3日以降 (噴火開始十数日前) 山中のみで有感となる地震が多発、鳴動がほぼ毎日あった。
噴火警報	4(高齢者等避難)	災害対策本部	第2号配備 災害に関する情報の収集 市域内の巡回警戒 火山灰への対策全般 (収集・運搬・処理、道路の除灰、健康被害への対策) 市民への広報	警戒レベルが3以下となったとき 市域において新たな被害が発生するおそれが解消したと認められ、かつ災害応急対策がおおむね完了したと認められるとき	12月14日以降 (噴火開始数日前) 山麓で有感となる地震が増加
	5(避難)				第3号配備

(2) 広域的な応援要請

市長は、必要に応じて、神奈川県知事に対して広域応援を要請する。

(3) 自衛隊派遣の要請

市長は、必要に応じて、知事に対して自衛隊の派遣要請を求める。市からの救援要請又は災害状況の通知により、自衛隊が派遣された場合、活動地域の優先順位等について調整を図る。

2 情報の収集・伝達

降灰による被害に対し、円滑に災害応急対策を実施するためには、噴火に関する情報、降灰やその被害等の状況を的確かつ迅速に把握することが必要である。そのため、情報伝達体制及び被害情報等の把握、広報等の要領については、次のとおりとする。

(1) 噴火警報等の通報及び伝達系統

風水害対策編 第2章第5節 気象情報等の収集、伝達

図【気象・高潮・洪水・波浪に関する注意報、警報の伝達系統】参照

(2) 関係機関等との情報受伝達体制

風水害対策編 第2章第6節 被害情報等の収集、報告

図【気象・高潮・洪水・波浪に関する注意報、警報の伝達系統】参照

(3) 市民への広報

市は、富士山の噴火警戒レベル3が発表された場合に市民に対し、市ホームページや広報誌を通じて以下の内容を広報する。

ア 大和市における降灰予測

イ 火山灰の特性及び生活するうえでの注意事項

ウ 降灰による健康被害防止に関する備え

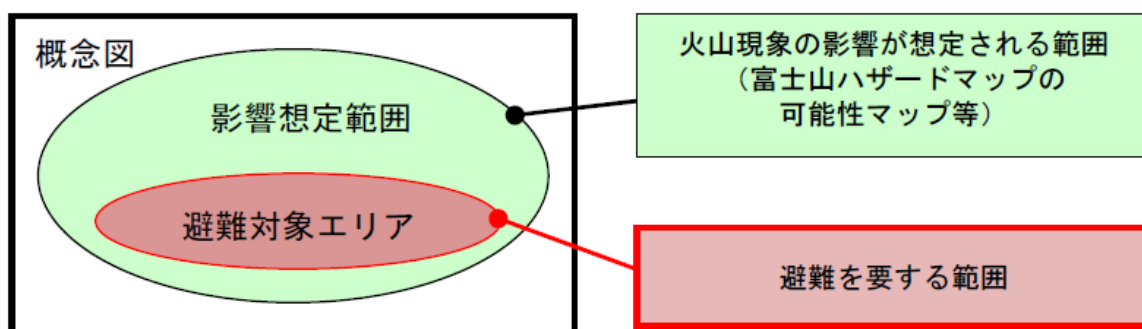
エ 除灰に関する事項

オ 噴火警戒レベルに応じた噴火の状況及び安全情報等の提供

3 火山現象からの避難

(1) 影響が想定される範囲と避難を要する範囲

富士山火山防災対策協議会が策定した「富士山火山広域避難計画」における影響が想定される範囲「影響想定範囲」と避難を要する範囲「避難対象エリア」を採用する。対象となる火山現象は降灰及び小さな噴石とする。



(2) 避難開始時期と避難先

避難時期と避難先については、火山現象の発生から避難までの時間的猶予の有無や生命への危険性の大きさを考慮して、以下の表のとおり整理される。

本市が対象とする降灰と小さな噴石については、比較的時間の猶予があり、かつ生命への危険性も相対的に小さいことから、現象発生後に避難対象エリア内の安全な場所へ避難することとする。

	時間的猶予なし 【各現象発生前に避難】	時間的猶予あり 【各現象発生後に避難】
生命への危険性が大きい 【避難対象エリア外へ避難】	<div style="display: flex; flex-wrap: wrap; justify-content: space-around;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px;">火口形成</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px;">火砕流</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px;">大きな噴石</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px;">溶岩流 (溶岩流到達3時間以内)</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px;">融雪型火山泥流</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px;">降灰後土石流</div> </div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px;">溶岩流 (溶岩流到達3時間超)</div>
生命への危険性が相対的に小さい 【避難対象エリア内で避難】	—	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px;">降灰</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px;">小さな噴石</div>

※小さな噴石は、時間的猶予ありとしているが、近隣に退避する建物がない場合は時間的猶予なしとなる。

(3) 降灰からの避難

市は、大量の降灰により、建物等の倒壊、土石流、河川の氾濫等の危険性があると判断した場合は、直ちに、警戒区域の設定、避難指示の発令等の避難に関する措置を実施する。

降灰により生命に直ちに危険が及ぶことはないため、事前避難の必要性は低いですが、時間当たりの堆積量や継続時間の予測は困難であるので、噴火開始直後に避難準備又は屋内退避準備とし、降灰が確認された地域では速やかに堅牢な建物への避難又は自宅等への屋内退避を行うこととする。

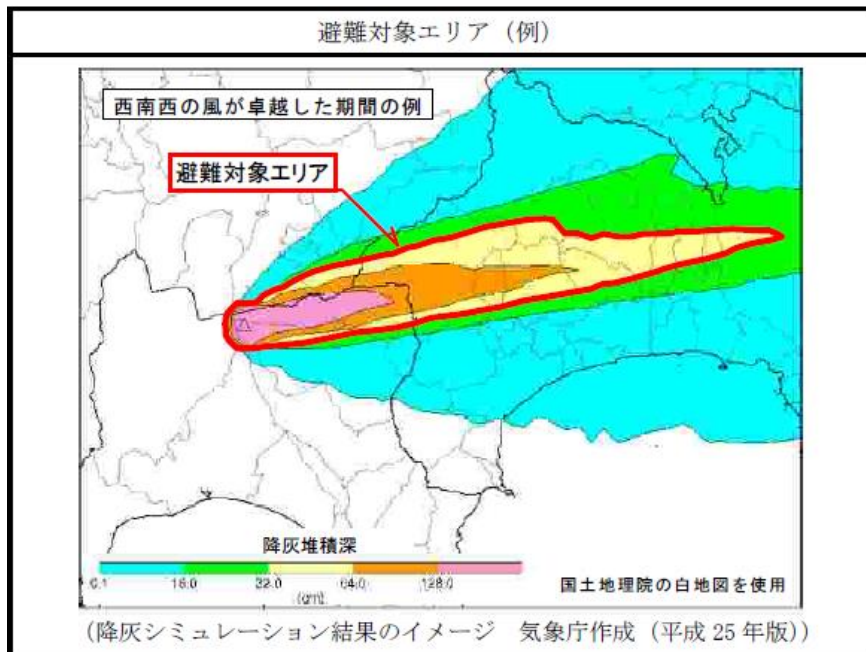
特に、避難等の判断にあたっては、層厚 30cm 以上の降灰で降雨があった場合は、木造建物が全壊するおそれがあることや、10cm 以上で土石流が発生するおそれがあることなどに留意する。

ア 降灰避難対象エリアの設定

降灰避難対象エリアの設定は、下表の基準をもとに判断される。本市は影響想定範囲に含まれ、風向によって降灰量は 30cm 以上と予測されるため、避難対象エリアとなる。

避難対象	説明
影響想定範囲	降灰可能性マップの示す範囲（降灰堆積深 2 cm 以上）
避難対象エリア	降灰堆積深が 30 cm 以上になると想定される範囲
屋内退避対象エリア	降灰堆積深が 30cm 未満と想定される範囲

実際の噴火時の状況によって、避難対象エリアが下表の例のように決定される。



(4) 小さな噴石からの避難

小さな噴石は、風の影響を受ける小さな岩塊、火山れき及び密度が低い軽石であり、風の影響を受け火口から 10km 以上遠方まで流されて降下する場合もある。

ア 影響想定範囲

影響想定範囲は、富士山上空で卓越する 4 風向（西南西、西、西北西、北西）について気象庁がシミュレーション（平成 25 年版）して合成した結果、直径 1 cm 以上の小さな噴石の降下が想定される範囲とする。実際には 4 風向以外の風も現れるが、出現する可能性が高い 4 風向に限定して、影響想定範囲を設定した。

小さな噴石の密度、粒径に幅があり終端速度が大きく変わるため、身体への危険度の基準を設定することが困難であることから、現段階において避難対象エリアは設定しない。

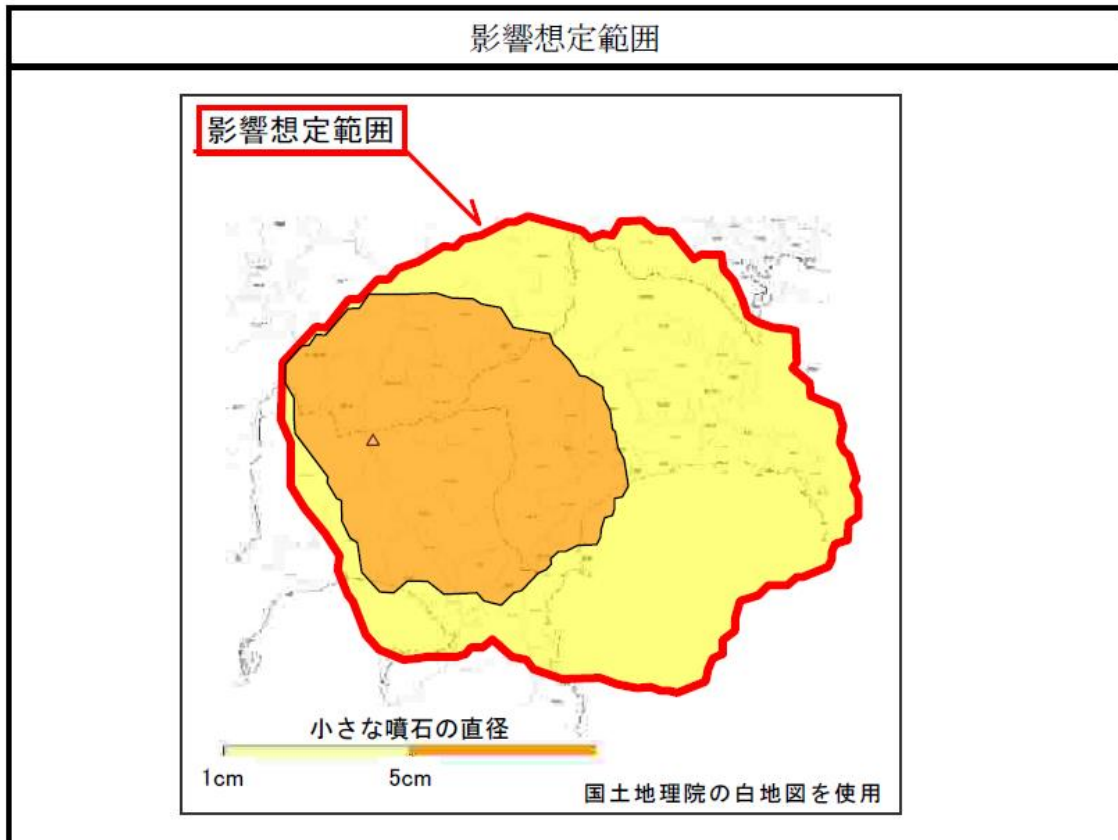
避難対象	説明
影響想定範囲	1 cm 以上の小さな噴石の降下が想定される範囲

イ 避難開始基準

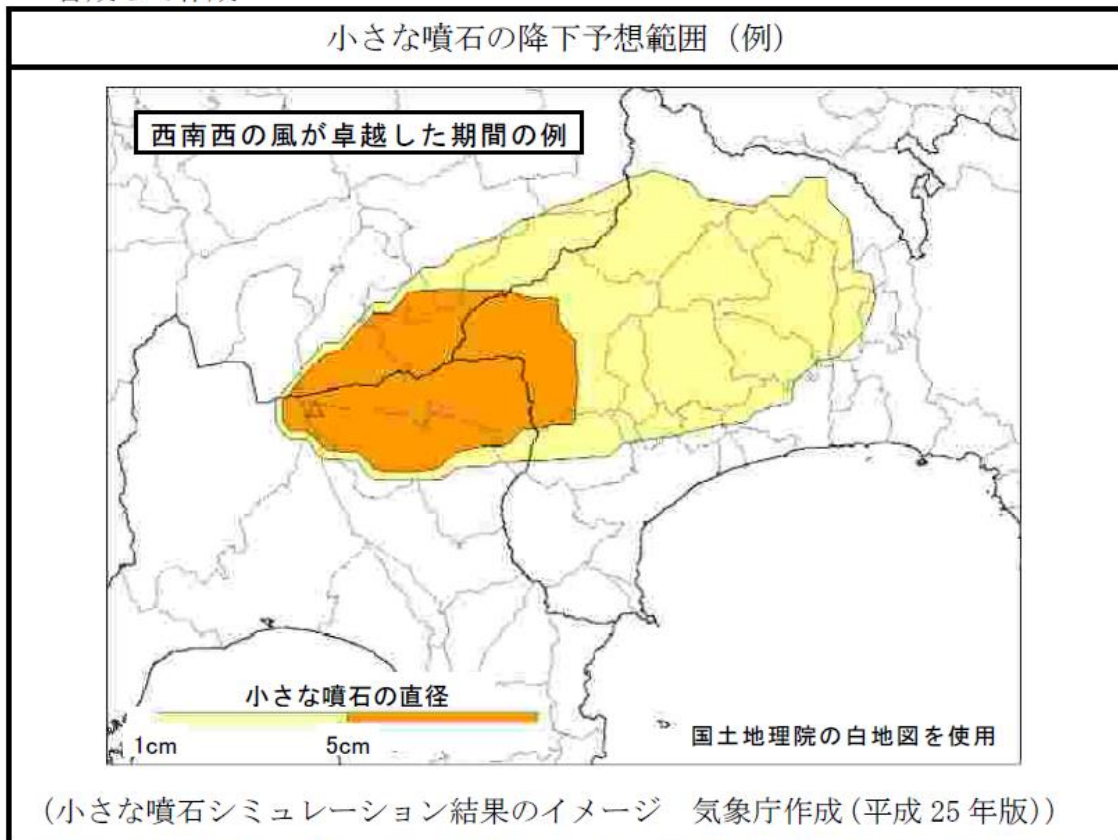
小さな噴石は、身体への影響が考えられることから、影響想定範囲内において小さな噴石が降ってきた時点で速やかに屋内退避とする。

ウ 避難先

小さな噴石により、自動車のフロントガラスが割れるなどの被害が報告されていることから、影響想定範囲内では自宅や最寄りの建物への屋内退避とする。



※宝永火口で宝永規模の噴火（噴煙高度、噴火期間（2週間））が発生した場合のシミュレーション結果（西南西、西、西北西、北西の風が卓越した期間）を合成して作成



※宝永火口で宝永規模の噴火（噴煙高度、噴火期間（2週間））が発生した場合のシミュレーション結果（図は「西南西の風が卓越した期間」の例）

(5) 警戒区域の設定、避難に関する措置

市長は、噴火後に発表される避難対象エリアから、必要に応じて災害対策基本法第 63 条に基づいて警戒区域の設定を行う。警戒区域を設定した際には、関係機関へ報告する。

また、30cm 以上の降灰で降雨があった場合は、木造家屋が全壊するおそれがあることや、10cm 以上で土石流が発生するおそれがあることに留意し、必要に応じて避難生活施設を開設して高齢者等避難・避難指示を発令する。

4 消防活動

消防活動は、次の事項に配慮して実施する。

- (1) 道路、屋根等が滑りやすくなるなど、降灰による影響を考慮した活動を実施する。
- (2) 消防本部は、消防水利確保のため消火栓及び防火水槽周辺の除灰活動を行う。
- (3) 消火栓の水圧低下や河川等への降灰によるポンプ等への影響を考慮した活動を実施する。
- (4) 通行可能な道路を随時把握し、あらかじめ出場経路等の選定を行う。
- (5) 消防・救急活動等に必要な電子機器等の火山灰からの防護措置を実施する。
- (6) 災害件数等の増加に備え、適切な部隊運用を行うとともに、災害現場付近の市民等の協力を得るなど、状況に応じた効率的かつ円滑な活動ができるよう配慮する。

5 警備と交通対策

降灰による被害等の発生時には、交通の混乱等の様々な社会的な混乱が予想される。そのため、市民の生命、身体及び財産の保護を図るため、地震災害対策計画編第 2 章第 10 節を準用して、速やかに各種の犯罪の予防、取締り、交通秩序の維持など、治安の維持に万全を期する。

6 救援・救護・市民生活の安定

(1) 交通機関の応急・復旧対策

ア 道路

(ア) 降灰により、道路、その他の道路施設が被害を受けた場合、道路管理者は、速やかに被害を調査し、関係機関に周知する。必要に応じて、道路法第 46 条に基づく交通規制を実施し、除灰活動、障害物の除去等を行い、その復旧を図る。除灰作業を行う優先順位は、原則として、次のとおりとする。

- a 緊急交通路・緊急輸送道路・緊急輸送道路を補完する道路
- b 坂道、歩道橋
- c バス・コミュニティーバス路線
- d その他交通量が多い道路等、市民生活の早期安定のため市長が必要と認める道路

(イ) 道路の除灰にあたっては、協定等を活用し、道路清掃事業者や建設事業者に対し除灰作業への協力を要請する。

(ウ) 必要に応じて、他都市に対し相互応援協定等に基づく、人員及び資機材の応援を要請する。

(エ) 除灰作業の実施に当たっては、道路の側溝等に流さないよう留意する。万一流入した場合は、事業者等の協力を得るなどして、早期に除去作業を行う。

(オ) 車両その他の物件により、交通に支障が発生した場合において、必要に応じて神奈川県に

道路啓開を要請する。市道において、国土交通大臣又は神奈川県知事から道路啓開の指示がなされたときには速やかに対応する。

イ 鉄道

降灰により、鉄軌道、踏切、その他の鉄道施設が被害を受けた場合、鉄道管理者は、速やかに被害を調査し、関係機関に周知するとともに、早期の復旧を図る。

また、鉄道施設が被害を受けた場合には、帰宅困難者が発生することから、市は「地震災害対策計画編」第2章第11節避難対策を準用し、対応する。

(2) 宅地等の降灰対策

宅地等における降灰の除去、障害の軽減については、原則として、それぞれを所有、管理等を行う者が実施する。

ア 宅地等

(ア) 宅地等の降灰については、住民自らその除去を行い、除去した降灰は、市が指定する「宅地内降灰指定置場」に集積し、市又は収集請負業者等がこれを収集する。

(イ) 除灰作業に当たっては、道路の側溝等の詰まりを防ぐため、火山灰を側溝等に流さないよう留意する。

イ 河川

(ア) 河川の監視・警戒

a 常時監視

市は、随時、河川等を巡視し、水防上危険であると認められる個所があるときは、直ちに、必要な措置を実施する。

b 非常警戒

多量の降灰が予測される場合は、監視及び警戒を更に厳重にし、事態に即応した措置を講ずる。

c 重要水防区域及び箇所等、その他の重点警戒箇所、常時監視警戒及び非常警戒にあたっては、特に次の箇所を重点として行う。

(a) 重要水防区域及び箇所

(b) 浸水想定区域

(c) 護岸工事等の施工中の箇所、浸水履歴のある箇所

(イ) 河床上昇による洪水への対策

風水害対策編第2章第11節水防対策に定めるほか、必要に応じて次のとおりの対応を実施する。

a 横浜地方気象台は、降灰の状況に応じて、大雨警報・注意報の暫定運用基準を検討し、運用する。

b 市は、横浜地方気象台や県の助言を参考に、大雨による避難指示等の発令を検討する。

(ウ) 除灰

河川管理者は、降灰により、河床上昇が発生し、浸水が発生する可能性が高い個所や浸水により被害が大きくなると予測される箇所を優先として、順次河床に堆積した火山灰の除灰を実施する。

ウ 農作物・畜産

市は、生産者等に対し、次のとおり処置を行うよう周知する。

(ア) 野菜、花木

a 応急処置

作物、ビニール、トンネル等の灰を落とすとともに、土壌の酸度矯正等の処置を実施

b 事後措置

収穫物、ビニールハウスの洗浄、ビニールの取替、有機物等を用いた土壌改良、追肥・中耕、代替作物の作付けなどを実施

(イ) 果樹

a 応急処置

樹体の除灰を実施

b 事後措置

土壌の矯正、降灰の園外への排出などを実施

(ウ) 畜産

a 応急処置

降灰直後の家畜への飼料作物の給与を控えるとともに、畜舎の除灰、土壌矯正の実施

b 事後措置

青刈り、牧草類は降灰をよく落としてから与え、多量に付着している場合は給与を控える

(3) 健康被害への対策

ア 健康被害対策の基本

次の事項について、市民等に対し広報を実施する。

(ア) マスク（マスクがない場合は、濡らしたハンカチ等）とゴーグル（ゴーグルがない場合は普通の眼鏡）を着用し、眼と呼吸器を保護する。

(イ) 外出をなるべく控え、帰宅時は、うがい、手洗い、洗顔等を行う。

(ウ) 火山灰が、眼に入った場合は、決してこすらず、流水で洗い流す。また、降灰時は、コンタクトレンズの装用を控える。

(エ) 特に、呼吸器系の基礎疾患がある人は、気管支炎等の症状悪化の恐れがあるため、外出を極力控える。

イ 除灰作業従事者等の保護

市職員及び事業者等で、除灰作業に従事する者は、火山灰に長時間暴露することとなるため、作業中はマスク等の保護具を着用する。また、作業の責任者は、交代要員の確保についても配慮する。

7 火山灰の収集及び処分等

(1) 火山灰の収集及び運搬

ア 火山灰の収集、市が指定する集積場所等までの運搬は、原則として、土地の所有者又は管理者が行うものとする。なお、集積場所等への運搬開始の時期については、市が道路除灰状況等を勘案し指示する。

イ 市は、収集した火山灰を一時的に保管するため、市、国、県等が所有する遊休地、公園等の土地を関係者等と調整し、仮置き場として確保する。なお、仮置き場の選定に当たっては、

市域の降灰状況等を勘察し、効率的な除灰及び運搬ができるよう指定し、必要に応じて、1次、2次仮置き場の指定についても配慮する。

ウ 宅地の降灰については、市が指定する「宅地内降灰指定置場」に集積し、集積された火山灰の仮置き場までの運搬については、市又は収集請負業者等が行うものとする。

エ 火山灰の運搬は、一般廃棄物とは別に行い、飛散しないように努めるものとする。

オ 宅地以外に降った火山灰については、市が指定する仮置き場等に集積することとし、その運搬は各施設等の管理者が行うものとする。

(2) 火山灰の処分・最終処分場の確保

ア 火山灰の処分方法については、関係機関との検討などを踏まえ、今後詳細に定める。

イ 市は、処分場について、市内での選定を行うとともに、広域的な処分についても、国や県との協議を進めていくものとする。